

令和3年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第8号）						
招集年月日	令和3年9月7日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和3年9月9日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和3年9月9日 午後4時16分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	5番 橋本誠                      6番 小出高明					
出席した議会書記	事務局長 山本祐二                      事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	山内悟	○	会計 管理者	土肥克也	○
	企画政策 課長	船津宏	○	健康推進 課長	大藪哲夫	○
	財政課長	田中伸明	○	農林振興 課長	万江幸一朗	○
	税務課長	池上聖吾	○	商工観光 課長	山口和久	○
	町民課長	深水昌彦	○	建設課長	酒井裕次	○
	生活福祉 課長	蓑田輝幸	○	上下水道 課長	林敬一	○
	高齢福祉 課長	木下尚宏	○	農業委員会 事務局長	高田真之	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

## 議事日程（第8号）

- 日程第 1 議案第 15号 あさぎり町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 2 議案第 16号 あさぎり町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 17号 あさぎり町林業振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 18号 あさぎり町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 報告第 14号 専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第4号）の報告について
- 日程第 6 議案第 19号 令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 7 議案第 20号 令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 21号 令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第 22号 令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第 25号 あさぎり町学校給食センター配送車両の買入れについて
- 日程第11 議案第 26号 町道皆越線災害復旧工事2工区請負契約の締結について
- 日程第12 認定第 1号 令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第13 認定第 2号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第14 認定第 3号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第15 認定第 4号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第16 議案第 23号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第17 議案第 24号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第18 認定第 5号 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第19 認定第 6号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 15号 あさぎり町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 2 議案第 16号 あさぎり町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 17号 あさぎり町林業振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 18号 あさぎり町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 報告第 14号 専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第4号）の報告について

- 日程第 6 議案第 19号 令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 7 議案第 20号 令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 21号 令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第 22号 令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第 25号 あさぎり町学校給食センター配送車両の買入れについて
- 日程第11 議案第 26号 町道皆越線災害復旧工事2工区請負契約の締結について
- 日程第12 認定第 1号 令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第13 認定第 2号 令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第14 認定第 3号 令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第15 認定第 4号 令和2年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第16 議案第 23号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第17 議案第 24号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第18 認定第 5号 令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）
- 日程第19 認定第 6号 令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
（提案理由の説明）

---

## 午前10時00分 開 会

- 議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。御着席ください。
- ◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。
- ◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第15号、あさぎり町過疎地域失礼しました。昨日の難波議員の一般質問に対して、生活福祉課より追加答弁の申出がっておりますので、これを許可します。生活福祉課長。
- 生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。昨日の難波議員からのデマンド交通に対する一般質問の中におきまして、若年層の登録状況はどうなっているかという御質問に対しまして、10代が1名、20代が26名と申し上げましたが、その数字につきましては、その年代の累計の利用者数でございました。若年層の登録者数につきましては、19歳以下が37名。20代が9名となっておりますので、訂正させていただきます。以上です。

### 日程第1 議案第15号

- ◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第15号あさぎり町過疎地域持続的発展計画についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（尾鷹 一範君） 皆さんおはようございます。議案第15号、あさぎり町過疎地域持続的発展計画について、提案いたします。提案理由を申し上げます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第

1項の規定により、過疎地域の市町村は当該市町村の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定める必要があります。これがこの議案を提案する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。それでは、あさぎり町過疎地域持続的発展計画について説明いたします。これまで過疎法は、昭和45年以来4次にわたり制定されてきておりますが、直近の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって期限が到来し廃止されたため、今回新たに過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が今年4月1日から施行をされております。今回の新過疎法は、財政運営支援の考え方ではなく、過疎地域の持続的発展を支援するという考え方の時限立法であり、この先10年間で過疎地域から卒業するために、持続的発展に資するよう、地域活性化等の取組を推進することとされております。今回の過疎計画においては、過疎対策の実効性を高めるため、目標及び達成状況の評価が新たに項目が追加されております。また、新たな過疎計画に過疎地域の産業振興促進事項を記載することで、地方税の課税免除等に伴う減収補填措置の適用が受けられることになっており、この適用を受けるために新過疎法に対応した条例の改正等が必要となっております。関係条例の改正案を商工観光課のほうから本議会へ提案をしておるところです。このほか過疎計画を策定するに当たっては、多様な地域住民の参画を促すことになっており、まちづくり審議会での協議やホームページ等にコメントも実施いたしまして、過疎計画に御意見を反映しております。また、この過疎計画の策定に当たっては、県が定める発展方針に基づいて策定する必要があるため、県との協議を行うことが必須となっております。先日県との正式協議も無事に完了いたしまして本日の議案提出となったところでございます。それでは計画の内容について、主な点のみを説明をさせていただきます。議案の6ページをご覧ください。ページ数につきましては、各ページの右下のページ数で御案内いたしますので御了承ください。最初に1基本的な事項ということで、この6ページから15ページにかけて基本的事項が記載をされております。次に、11ページをご覧ください。11ページからが、（3）行財政の状況となります。現在の行政財政の状況を記載をしております。13ページをお願いいたします。（4）地域の持続的発展の基本方針を掲げておりますが、従来からの町の総合計画に基づき、令和2年度からがあさぎり町まちひとしごと創生総合戦略の第2期となっており、この総合戦略を実現するため、三つの基本目標を施策展開することについて記載をしております。次に、14ページをご覧ください。中ほどに基本目標としての評価指標を人口と社会増減数をもって掲げております。下のほう（7）計画期間として、本計画の計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。15ページをお願いいたします。（9）にSDGsの視点を取り入れた持続発展のまちづくりを今回新たに挿入をしております。SDGsの理念は、この過疎地域持続的発展計画で示された基本方針などと重なるものであり、本計画の各項目ごとに該当するSDGsの目標のロゴを充てております。次に、16ページをお願いいたします。2移住定住地域間交流の促進、人材育成の項目につきましては、前回の過疎計画では、交通通信体系と一緒に項目となっておりましたが、今回の新過疎計画からは新たな項目として設けられており、現況と問題点、その対策を記載をしております。人口流出を抑制するためには関係人口を増やし多様な人材を確保するために、特定地域づくり事業協同組合やあさぎり商社の立ち上げ、地域主導型の内発的発展による稼ぐ仕組みづくりを構築し、地域化、地域経済の活性化を目指します。次に、17ページをお願いいたします。上のほう、評価指標として、地域おこし協力隊の活用を挙げております。次に、18ページをお願いいたします。3産業の振興ですが、各産業ごとの現況と問題点、その対策を20ページから28ページまで記載をしております。20ページをお願いいたします。このページから22ページにかけて、スマート農業を取り入れた作業の省力化による農業所得の確保、農業経営の確立による農業農村の振興について記載をしております。22ページにいきまして、このページから23ページにかけては、地域主導による内発的発展を目指し、人材育成関

係人口の拡大を図るために、地域おこし協力隊地域プロジェクトマネージャーの活用、付加価値の高い商品開発などに取り組むとともに、都市との交流促進と流通販売体制の確立を図っていくこと。経営支援体制の整備や組織の活動支援、担い手確保により高齢化する農村の再生を目指す取組等を記載をしております。24ページをお願いします。ここからは林業に関しまして、森林の持つ多面的な機能が発揮できるよう森林整備の促進を図り、林業生産性の向上と供給体制の整備について記載をしております。25ページに行きまして、商工業関係としてあさぎり駅前周辺広場を有効活用し、人々が集い活力あるイベント広場の整備など、商工会と連携した魅力ある駅前周辺空間の活用、ローカル5GやICTなど先端技術の導入と人材育成により稼ぐ力の強化を図り、担い手の確保の支援への取組を掲げております。26ページをお願いします。観光関係として、おかどめ幸福駅及び岡留公園の観光資源としての磨き上げや、健康づくりもできる周遊コースの実現を記載をしております。また、ソサエティ5.0の社会を見据えた取組として、テレワーク、サテライトオフィスなどの拠点整備を行うことで、関係人口の増加を図る取組なども記載をしております。27ページをお願いします。こちらから28ページにかけての計画表に産業振興に関する具体的な事業内容を一覧表のほうに掲載をしております。29ページをお願いします。4地域における情報化についてですが、この項目は、前回の計画では交通通信体系の整備と同一の項目となっておりますが、今回の新過疎計画から新たな項目が設けられ、地域における情報化については、ICTを活用したネットワーク環境の整備に重点を置いた記載となっております。情報通信に関わる動きについては日々目まぐるしく変化をしております、ソサエティ5.0を見据えた対策、例えばICTを活用したスマート農業、スマート林業、遠隔医療や遠隔授業の実現、高度無線化事業などを挙げておりますけれども、あさぎり町では今後の光基盤の整備の在り方を民設民営化の方向も含めて検討していく中で、状況の変化に適切に対応していく必要があります。次31ページをお願いします。5交通施設の整備交通手段の確保についてですが、33ページの(3)計画とありますが、この表が34、35ページにかけて、道路整備、橋梁整備の予定箇所等を計画書の一覧に掲載をしております。次35ページに行きまして、上の表の(9)過疎地域持続的発展特別事業として、くま川鉄道経営安定化補助金、デマンド交通運行事業などを挙げております。次36ページをお願いします。6生活環境の整備ですが、水道・下水道事業、消防防災に関する記載をしております。次41ページをお願いします。7子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、現況と問題、その対策等を掲げておまして、その対策の中で、SWC健康なまちづくり事業、子供家庭総合支援拠点や子ども食堂の取組などを記載をしております。43ページをお願いします。43ページの下の方の計画表には、子育てしやすいまちづくりを目指すため、子ども医療費助成事業、出生祝い金事業などを引き続き取り組むよう記載をしておるところです。45ページをお願いします。8医療の確保、これにつきましては、町内の病院の状況を記載をしております。特に、本年4月から開始した新型コロナワクチン予防接種など、町内の医療機関を始め公立多良木病院との連携協力を得て取り組んでおり、さらに連携強化を図っていく旨記載をしておるところです。47ページをお願いします。9教育の振興ということで、学校教育と社会教育、これらの現況と問題点を記載をしております。その対策が48ページに記載をしております。学校教育においては、児童生徒がソサエティ5.0時代を生き抜くためGIGAスクール構想に沿ったICT機器を活用した教育も取り組む内容となっております。一方施設については老朽化が進んでいることから、改修計画を進めることにより、効率的な管理運営に努めることといたします。次に51ページをお願いいたします。10集落の整備については、少子高齢化の影響による人口流出を極力抑制するため、地域おこし協力隊、それから空き家等を活用した定住人口の増加の取組などを記載をしております。次に52ページをお願いします。11地域文化の振興では、文化活動の拠点となっております須恵文化ホール整備事業を挙げております。54ページをお願いします。12再生可能エネルギーの利用の推進は、今回新過疎計画での新たな項目でありまして、国、県が目指す2050年カーボンゼロに寄与する取組について記載をしております。55ページをお願

いします。13その他地域の持続的発展に関し必要な事項として美しい町並みづくり、まちづくりに対する住民参画システムの構築について記載をしております。56ページをお願いします。56ページから61ページにかけて、参考資料として過疎地域持続的発展特別事業を掲げております。これまで説明してまいりました13の事項につきましては、それぞれ公共施設等総合管理計画との整合の記載があります。施設分類ごとに個別計画を策定し、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していくこととしております。なお、補足ですが、本計画書につきましては、議決をいただきましたら、5年前の前回まで国への計画書提出については、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の3大臣でありましたけれども、今回からこれに加え、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣の7大臣への計画書提出ということとなっておりますので申し添えます。以上であさぎり町過疎地域持続的発展計画についての説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 2番岩本です。過疎地域持続的発展計画の中で、町長が考えるあさぎり商社ちゅうのが非常に来年から設立するわけですけど重要な役割を果たしていくと思います。全国ですもん人口減少っていうのはもう避けられない事実で、これをどうやって抑制するかが1番大事なところで、そのためにもやはりあさぎり商社が非常に重要な役割を担うと思うんですけど、その中なんですもんこの中で計画の中で空き家バンクという項目が事業がありますけど、これは今現在商工観光課のほうで行ってると思うんですね。やっぱりこれは行政が行うには空き家対策なんかは限界があるものですから、どうしてもやっぱりこれはあさぎり商社の中でですね行っていくべき事業じゃないかと思ってるんですけど、それに関して町長はどういう考えを持ってるのかそこを聞かせていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、空き家バンク移住定住に関しては、これまでどおり商工観光課で継続してやっていこうと思ってます。不動産についてはですね国家資格が必要になってきますので、あさぎり商社でもしするとなるとそういう資格を持った人を雇用しなければならなくなってきますので、ある程度紹介は、空き家の紹介とかですね、そういうのをなやりながら専門の不動産屋のほうにまたその手続等はお願いすることになると思います。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。今回のこの過疎地域の計画についてですが、まず確認をしたいんですが、この計画によって不均一課税というのが出てきます。あさぎり町にはですね、今回の過疎については問題ないわけでありまして、要はこの過疎地域の指定を受ける、今回熊本県下でもたくさんあるわけですが、この不均一課税というのは、一部過疎に対する不均一課税というのが出てくるんだらうと思いますね。全域指定であるならそれは必要ないわけでありましてけれども。そこでお伺いしますが、県下でこの一部過疎を指定をこの不均一課税等で、要は地域で格差が生じると。不公平だというような意見の中で、これが議会で認めない地域、これがあるとするならば、どの地域がありますか。それは確認されてませんか。一部過疎が八代市と宇城市と阿蘇市が一部過疎になりますが、ここが今申し上げた理由等で指定を受けないと。そういうところがあるのかどうか。それは確認されてませんか。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい、今回策定の中でですねその件について他市町村の状況についてはちょっと確認をしておりますので、調べてみないとちょっとわからないですね。はい。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。はい、ぜひ調べて報告いただければと思います。私はね、何でこれを言うかと申しますと、今回今御説明があった51ページのこの集落の整備の問題に関わるわけですが、私はこの過

疎と随分前に山村振興計画が説明されました。しかしながらこれについては、今申し上げたような税の不均一課税がおかしいと。上地区だけがこの山村振興地域に指定するのは不公平だというような理由から、この説明が担当課からはしっかりと説明がなされないもんだから、いまだかつて説明に終わっとるわけですね。私は、この集落の整備については、過疎振興計画、今回議決をいただくなら指定を受けるわけですが、それとあわせてやっぱり山村振興計画もですね合わせていくなれば、私はよりよい効果が生まれてくると思うんですね。特に前回の一般質問をしましたが、山つきについてはやっぱり山村振興計画の指定を受けるといういろんな補助のかさ上げ、あるいは交付金等も新たに出るんですけれども、並行してこれを利用するというような考えはないんですかね。私は町のためには両方とも指定を受けとったほうがいいのではないのかなというふうに考えるわけですが、企画政策課としてはどのようにお考えですか。最終的には町長の判断にもなるかと思えますけど。

◎議長（徳永 正道君） 船津企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。今回からですね新過疎法の適用によりまして税の課税の減免措置ができる部分が入りましたので、その辺についてはあさぎり町の場合は町内全域ということですので、今回その関係の議案も提案させていただくところでありますけれども、議員がおっしゃられたように山村振興計画に関しては先の議会ですら一部地域にしか適用にならないということで見送らせていただいたということでもあります。ですので、そのような意向もあってですね、一応全域を対象とするものとして今回の新過疎計画に関する適用税制については提案をするところでありますけれども、山村振興計画を合わせて今後対応するかっていうのはちょっと内部協議させていただきたいというふうな考えであります。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 過疎と計画と私は今申し上げたように並行して利用したほうがいいという話をしてるんですけれども、山村振興だってあさぎり町の恩恵は3年間で3,000万来てるわけですよ。目に見えてそういう効果があつてるのに、私はそういうものを何で利用しないんだろうかって思うんですよ。ただ不均一課税だっていうんですけれども、もともと上村はこの40年、昭和40年にこの山村振興計画の指定を受けて、工場も誘致されて今合併してそれだけそれ以上の効果が今出てきとるわけですよ。そうでしょ。私は、なぜそういったことの説明責任が私は執行部にないのかって思うんです。ただ議会からそういう指摘があったからとそれで終わるような執行部、担当課であってはならんのではないのかなと思うんですよ。もう少ししっかりした説明責任を果たしてほしい。この辺のあたりは、私は強く申し上げておきますが、町長もやっぱりどのような思いで今おられますか。1回山村振興は説明はされて、いまだかつてそれ以降進んでないんですけれど。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、山村振興の補助金を使ってふるさと振興社のほうで3年間商品開発と販売促進事業をやってきました。その他に過去にもですね山村振興を使って設備投資した企業もあります。特に林業林産物、そういうものを開発する時にはこの山村振興補助金とは有効な補助制度であります。確かにですね、あの時言われたように、上地区だけで他のの地区では使えないと。他の地区から算出するものは、その補助金が使えないということもありましたので、取りあえず今のところですね、過疎の計画をしっかりと立てて、この計画が御承認いただきましたら、再度ですね、その不平等感も含めてしっかりと説明ができるように内部で討議をしたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 加藤副町長。

●副町長（加藤 弘君） 今の溝口議員からおっしゃっていただきました山村振興計画は、上地区だけで随分とこれまでですね効果を得てというか、随分と、そのおかげで上村は成長してきたんですが、今回当然あさぎり

町におきまして、上地区だけでもですね、国の指定が受けて、恩恵を受けられるあればということで御相談をして、している中でございますが、今後今町長のほうから話がありましたように、もっとですね説明をさせていただきましてお願いする、したいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第16号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第16号あさぎり町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第16号あさぎり町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。行政手続等における押印見直しのため関係条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。それでは、議案第16号につきまして説明申し上げます。本改正は、内閣府作成の地方公共団体における押印見直しマニュアル及び熊本県作成の県の行政手続などにおける押印見直しについて準じて改正するものでございます。押印見直しの基本的な考え方としましては、行政手続における住民負担を軽減し、利便性の向上を図るため、押印について廃止可能なものは廃止とします。対象となる行政手続としましては、条例などに基つき町が対応する手続のうち住民や事業所から提出される申請や届出などについて押印見直しの対象とします。ただし、入札契約、支払いなどの会計手続における押印は見直しの対象とはしません。主に条例・規則などに規定しています様式中の印を削除するものでございます。本改正は、関係する八つの条例を一括して改正するものであり、説明も一括して総務課より説明いたします。改正する条例は、第1条、あさぎり町固定資産評価審査委員会条例、第2条、あさぎり町地籍調査測量による測量などの管理及び保全に関する条例、第3条、あさぎり町予防接種健康被害調査委員会条例、第4条、あさぎり町林道管理条例、第5条、あさぎり町火入れに関する条例。次の3ページをお願いいたします。第6条、あさぎり町農地等災害復旧事業分担金徴収条例、第7条、あさぎり町営単独町営単独土地改良事業分担金徴収条例、第8条、あさぎり町賃貸住宅管理条例でございます。改正内容は、次の4ページの新旧対照表で説明いたします。現行が左の欄、改正案が右の欄となります。あさぎり町固定資産評価審査委員会条例につきましては、第4条中、第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とするものでございます。また、下のほう、第8条第5項中、記載し、提出者がこれに署名押印しなければならないを、記載しなければならないに改めるものでございます。次に5ページをお願いいたします。あさぎり町地籍調査測量による標識等の管理及び保全に関する条例につきましては、様式第1号及び次の6ページの様式第2号の印を削るものでございます。次に、7ページをお願いいたします。あさぎり町予防接種健康被害調査委員会条例につきましては、第8条第2項の押印



を削るものでございます。次に、8ページをお願いいたします。このあさぎり町林道管理条例から12ページまでのあさぎり町営賃貸住宅管理条例につきましては、様式中の印を削るものでございます。3ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例の施行日は令和3年10月1日からとするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第17号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第17号、あさぎり町林業振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第17号、あさぎり町林業振興基金条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。基金への積立てに伴い金額が増加となるが、基金条例上の金額と現実にある現金の額が一致している必要があるため、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） それでは、議案第17号について御説明を申し上げます。株式会社人吉球磨林業機械センターの株主からの自己所有の株式の買取りに伴い、その収入分をその性質と目的から、令和元年9月補正予算にて林業振興基金へ積立てしております。この時点で条例第2条の基金の額が2億というものを超える形となったところですが、今回林業機械センターの解散に伴い、余剰金及び高性能林業機械の売却益が当時の持株数に応じて配分がなされたので、再び林業振興基金への積立てを行いたいと考えております。なおこの提案理由にもありますとおり、基金条例上の金額と現実にある基金の額が原則一致していることが必要ということから、今回の改正を行うものです。詳細につきましては新旧対照表にて御説明を申し上げます。第2条と第4条の改正となりますけれども、基金の額、第2条第1項、の後に第2項として、町長は必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより、基金に追加して積立てを行うことができる。また、第2項とし、また、第3項として、前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立て額に相当する額増加するものとする。また、第4条第1項中一般会計歳入歳出予算を予算に改めるものになります。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第18号

◎議長(徳永 正道君) 日程第4、議案第18号、あさぎり町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第18号あさぎり町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の成立に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 山口商工観光課長。

●商工観光課長(山口 和久君) はい。それでは、新旧貸借表により御説明をさせていただきます。第1条の改正では、新設のほか建物の増築、改築、修繕または模様替えの工事や機械等取得も対象となりますので、新設等をするので改正するものです。第2条につきましては、現行の条例では上位法の業種が追加される度に変更が必要でしたが、その上位法には必ず対象となる業種が定められておりますので、熊本県条例に倣って改正するものです。第3条第1項は、第1条の改正理由と同じです。第3条第1項第1号の改正は、上位法であります過疎法に関する改正によるものです。次のページをお願いいたします。現行条例の第3条第1項第2号は、現在、課税免除の適用がないため、削除するものです。それによりまして現行条例の第3号を第2号としまして、地域経済牽引事業として承認を受けた事業で、規定する施設に対し、課税免除の適用がありますのでこのような改正を行っております。第3条第3項以降の改正につきましては、影響が少ない部分ではございますが、今回の改正に合わせて整備させていただくものです。最後に、附則につきましてはこの条例は公布の日から施行する。経過措置としまして、令和3年3月31日以前にこの条例による改正前のあさぎり町工場等設置奨励条例第3条第1項第1号に規定する特別償却設備を新設し、または増設に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例によるということです。以上です。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 報告第14号

◎議長(徳永 正道君) 日程第5、報告第14号、専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第4号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第14号、専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第4号について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは報告第14号につきまして御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。読み上げます。令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第4号、令和3年度あさぎり町の一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,949万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年8月20日専決でございます。今回の補正につきましては、8月の大雨によりまして災害が発生いたしました。この災害に伴い、緊急に必要な経費について計上したものでございます。9ページをお願いいたします。歳入でございます。目1地方交付税ですが、今回の補正の財源調整として普通交付税で調整を行っております。財政課所管分につきましては以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入でございますが、目1公共土木施設災害復旧費、節12委託料につきまして、災害により発生しました道路4ヶ所と河川2か所につきまして災害復旧を行うための測量設計を実施するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第14号、専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第4号の報告について質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 疑なしと認めます。これで報告を終わります。

## 日程第6 議案第19号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第19号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第5号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第19号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第5号について提案いたします。令和3年度あさぎり町の一般会計補正予算第5号は、次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億2,931万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,881万1,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは、議案第19号について御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。第3条地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費です。須恵文化ホール改修事業につきまして、繰越しをお願いするものでございます。内容につきましては、担当課より説明をいたします。次の8ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。追加が1件、変更3件につきまして、補正後の限度額を合計で3,080万円増額するものでございます。なお補正後の起債の方法利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。詳細につきましては、歳入の説明の際に担当課のほうから説明を申し上げます。次11ページをお願いいたします。財政課所管分につきまして説明をいたします。まず、歳入でございます。1番上の

目1 地方交付税ですが、今回の補正予算の財源調整として普通交付税を減額するものです。なお本年度の普通交付税の交付額が確定しておりますので、お知らせをいたします。まず、普通交付税が46億1,032万3,000円。それから、臨時財政対策債への振替分が2億2,610万円、合計で48億3,642万3,000円でございます。昨年度の交付額と比較いたしまして、1億6,960万4,000円の増額となっております、その主な要因でございますが、地域デジタル社会推進費の創設、それから幼児教育保育の無償化、子育て支援、介護人材の処遇改善などにつきまして、個別算定経費の単位費用が増額されております。また収入面では、固定資産税の評価替え及び新型コロナウイルス感染症による税収の減。そういったものが交付税の増額要因となっております。次のページをお願いいたします。3枠目の目1 不動産売払い収入、節1 土地建物売払い収入ですが、旧須恵中学校跡地分譲地の2区画分につきまして、約定しております。その土地売払い収入324万円につきまして、当初予算額1,000円を差し引いた323万9,000円を計上するものです。次のページをお願いいたします。1番上の目1 財政調整基金繰入金ですが、財政調整基金の用途明確化により特定目的基金へ積立てを行うため繰り入れるものでございます。積立てを行う基金は、減債基金、公共施設整備基金、産業活性化基金、学校教育施設整備基金の4基金でございます、その積立て額の合計が、14億4,700万円でございます。なお各基金の積立金につきましては、歳出のほうで御説明申し上げます。次3枠目の目1 繰越金ですが、令和2年度決算によりまして繰越金の額が確定しておりますので、当初予算額との差額分を追加するものです。次のページをお願いいたします。目1 総務債節1 臨時財政対策債ですが、普通交付税から臨時財政対策債へ振替となる起債発行可能額の確定によりまして、当初予算額との差額分を減額するものです。次のページをお願いいたします。歳出になります。目1 4 基金費の積立金ですが、まず公共施設整備基金積立金1億924万円は、歳入で計上しております土地売払い収入324万円と、財政調整基金の用途明確化に伴い、公共施設個別施設計画の令和4年度から令和8年度までの各年度事業費の一般財源分1億600万円を積み立てるものです。その下、財政調整基金積立金は、地方財政法第7条に基づき、決算剰余金の2分の1を積み立てることから、当初予算額1億5,000万円との差額分を増額するものです。一つ飛びまして減債基金積立金は、個別施設計画の第1期事業分に関わる地方債の元利償還金について、交付税措置分を除いた一般財源分を積み立てるものです。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。それでは、総務課所管分の説明を申し上げます。12ページをお願いします。2枠目の目6 消防費県補助金、節1 消防費補助金の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金は、歳出で説明します避難所用テレビの購入に対する県の補助金で、補助率3分の2となっております。次に、13ページをお願いいたします。上段の枠で目6、節1の公共施設整備基金繰入金は、本庁舎外壁改修工事分として当初予算で計上していたものでございますが、合併特例債の借入れに伴う財源振替により減額補正するものでございます。次に、14ページをお願いいたします。1枠目の上段、目1 総務債、節5の庁舎改修事業債は、本庁舎外壁改修工事分として合併特例債の借入れに伴う財源振替により増額補正するものでございます。次に、歳出を説明いたします。15ページをお願いいたします。2段目の目6 財産管理費につきましては、起債借入れによる財源更正でございます。次に、23ページをお願いいたします。上段の枠で目4 防災管理費節3 職員手当等は、今後の台風などの職員の災害警戒待機や、避難所の開設に伴う宿日直手当を増額補正するものでござい

ます。その下、節17備品購入費は、避難所用テレビの購入費で、気象情報や各地域の災害警戒状況等の情報収集のためのテレビ5台分の購入費として増額補正するものでございます。次に給与費明細を説明申し上げます。25ページをお願いいたします。まず、特別職におきましては、教育課の学校規模等適正化審議会委員の会議報酬の増額を行っております。このことから総額は各表の比較の欄に示しており、また、補正後補正前の額は各欄のとおりでございます。次に、一般職の給与費について説明いたします。次の26ページをお願いいたします。一般職におきましては、関連する所管課で職員手当などの所要額を補正するものでございます。次に27ページをお願いいたします。会計年度任用職員では、勤務体制、勤務体制の確保のため、新たに任用する職員の給与費を補正しております。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり、補正による補正後補正前の額は格段のとおりでございます。なお報酬の欄の減につきましては、主にALT外国青年報酬の減額によるものです。次に28ページをお願いいたします。今回の補正の増減額の明細でございますが、今回の補正は、時間外手当や宿日直手当によることから、その事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。それでは企画政策課所管分について説明をいたします。11ページをお願いいたします。1番下の枠の上の欄で、目1総務費国庫補助金の節3地方創生推進交付金です。人吉球磨観光地域づくり協議会への町負担分です。その同じ目でその下、節4地方創生臨時交付金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で今回補正予算で、それぞれ所管課から計上している深田高山定住センター改修工事分と、健康二次被害予防事業分となります。次に、12ページをお願いします。1番下の枠で目1指定寄附金の説明欄の1番下の企業版ふるさと寄附金です。6月議会で補正予算に計上させていただきました企業版ふるさと寄附が既に予算額を達しましたので、今回1,000万円の寄附見込額と歳出のほうで関係費用を計上をしております。次に、15ページをお願いします。歳出です。1番上の欄、目3文書広報費の節11検査点検委託料ということで、ドローンの機体保険料であります。二つ下の欄で、目7企画振興費の節1報酬から8の旅費までは、産休予定職員があるため代替の会計年度職員の費用を計上をしております。その下、節18負担金補助及び交付金は、くま川鉄道経営安定化補助金です。当初予算計上時点では、豪雨災害の影響もあり、経費の算定が難しかったため、令和2年度3月期の負担額のみ計上をしておりました。くま川鉄道経営安定化補助金につきましては、例年9月に前年の経営赤字補填分を、それから翌年3月に当該年度に要した施設整備費分の不足分を請求されるということとなっております。令和2年度の鉄道業経営損益から計算されるあさぎり町の負担額と、来年の3月に想定されます施設整備に係る経費の不足見込額の合計が、3054万1,000円で、当初予算計上額を控除いたしまして、2,084万2,000円を今回計上するものです。その下の欄、目8電子計算機の節7報償費は、自治体情報システム化に関する講師謝金です。節11役務費は、講師の検査料です。節12委託料は、当初予算で計上していた自治体サーバープラットフォーム以降委託の設定作業が不要であることが判明したため、減額するものです。その下、節13使用料及び賃借料は、新たに導入するソフトの使用料と総合行政システムに追加するシステムの使用料です。その下の欄、目14基金費の説明欄の下から2行目で、企業版ふるさと寄附金を歳入で計上しております分を、まちひとしごと創生推進基金に積み立てるものです。1番下の欄、目15地域情報通信基盤整備推進事業費の節7報償費は、光基盤整備に関する地域情報化アドバイザーの講師謝金です。その下、節8は研修に要する職員の旅費を計上しております。次16ページをお願いいたします。1番上の同じ目ですが、節10消耗品費は、IP告知機器の部品代です。その下の役務費、11役務費は、報償費で計上しているアドバイザー講師の検査料となります。上から2番目の欄、目17ふるさと寄附対策費ですが、歳入で企業版ふるさと寄附の見込額として1,000万円を計上をさせていただいております。それに伴う関係の経費でございまして、上から3行目の節10需用費は印刷製本費、

その下、節12の委託料は、ふるさと寄附に関する関係事務の業務委託料となっております。その下の欄、目12生活応援給付金給付事業費ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により低迷した町経済の復興支援及び住民生活の支援策として、全町民に対し町内で利用可能な5,000円の商品券を給付するものです。第4弾となります。一部地方創生臨時交付金を充てることとしております。節10需用費と節11役務費は、生活応援券の印刷代や郵送料となります。節18負担金補助及び交付金が生活応援給付金でありまして、1万5,050人分の5,000円で、7,525万円を計上するものです。以上で、企画政策課分の所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。それでは税務課所管分の説明、所管について説明をいたします。16ページをお願いいたします。下段の目1税務総務費、節1報酬、会計年度任用職員報酬につきましては、産休代替分が12月から3月までの4か月分、それから税務課の決算審査のときに、代表監査委員からも御意見をいただきましたが、令和3年の申告相談につきましては、コロナの影響で1ヶ所での実施でした。今後もデルタ株への置き替わりなどでコロナの終息が見えない中、一定間隔が十分にとれない会場での申告はリスクが伴うと思われること。さらには、今後職員数の減少に伴い、職員1人に対する業務量の増加など申告会場を1ヶ所にすることにより、事務量や予算の軽減につながるため、令和4年の申告相談についても1ヶ所で開催する方向で考えております。その際、会場の検温、手指消毒の案内など受付業務が、受付事務が煩雑になるため、会計年度任用職員を来年1月から3月まで運用するものでございます。節4共済費は、会計年度任用職員の社会保険料でございます。節8旅費、費用弁償は通勤手当でございます。節18負担金補助及び交付金、デマンド交通無料利用者補助金は、申告会場までの交通手段のない方、いわゆる交通弱者の方への交通手段としてデマンド交通無料乗車補助金を補助するものでございます。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（藁田 輝幸君） はい。生活福祉課所管分の補正予算について説明をいたします。11ページをお願いいたします。2枠目の養育医療費保護者負担金、3枠目の養育医療費負担金及び12ページになりますが、1枠目の養育医療費負担金は、今年度2名の新生児が低体重児として治療を受けておりまして、2名分の医療費につきまして保護者の負担金と国、県の負担金を受け入れるものでございます。2枠目、最上段の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は、保育所、認定こども園、学童保育施設が、感染症対策として消耗品や備品を購入する費用に対する補助金を受け入れるものとなります。4枠目、説明の2段目にあります災害支援給付金は、令和2年7月豪雨災害寄附金として2件の寄附がございましたので、その合計額40万円を受け入れるものでございます。13ページになります。4枠目、雑入の説明下から1段目2段目の子どものための教育・保育給付国庫交付金精算金及び県費負担金精算金は、令和2年度実績によります国及び県からの追加交付分を受け入れるものでございます。歳出になります。17ページをお願いいたします。1枠目、1段目の負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会から生活福祉課へ派遣職員として勤務している職員1名につきまして、令和4年3月31日までの出向期間を令和3年9月30日までに期間の変更を行うことに伴い、派遣職員負担金を減額し、運営費補助金に増額するもので、増額するものでございます。2枠目、説明の最上段の新型コロナウイルス感染症対策総合交付金事業交付、総合交付金事業補助金は、保育所、認定こども園、学童保育施設が感染症対策として消耗品や備品を購入する費用に対する補助金を県の負担分に町の負担分を足しまして実績により支給するものでございます。その下、償還金利子及び割引料の説明の各項目につきましては、令和2年度実績によりまして国県へ返還する返還金となっております。2枠目の2段目、養育医療事業費の扶助費につきましては、低体重児2名分の医療費が当初予算額では不足するため、不足分を増額するものであります。5月に2名の新生児が低体重児として治療を開始しております。医師からの10月までの治療診断に対し、当

初予算が不足するため増額するものです。その下償還金利子及び割引料につきましては、18ページ1枠目にまたがりませんが、未熟児養育医療費について令和2年度実績によりまして、国、県、それぞれに負担金を返還するものでございます。2枠目になります。救護施設の修繕料となりますが、救護施設の消防設備用非常電源を確保するための発電機バッテリーにつきまして、経年劣化により電圧の低下が見られ、非常時の発電機の指導ができない恐れがあるためバッテリーを交換するものとなります。生活福祉課所管分の説明は以上です。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。それでは高齢福祉課所管分について説明いたします。13ページをお願いいたします。2枠目、目1特別会計繰入金、節2介護保険特別会計繰入金でございますが、令和2年度介護保険事業特別計特別会計決算により、事業費が確定いたしましたので介護給付費負担金及び地域支援事業費負担金、一般事務費分の町負担返還分を一般会計へ繰り入れるものでございます。1番下の枠になります。目4雑入、節1雑入の一行目と2行目、低所得者保険料軽減負担金精算金につきましては、介護保険料の低所得者に対する軽減強化が図られておりますが、2年度決算によります国、県の精算金でございます。国が2分の1、県町が4分の1の負担率となっております。17ページをお願いいたします。歳出になります。目2老人福祉費、節12委託料、人吉球磨成年後見センター運営業務委託料の増額でございますが、委託先の人吉球磨成年後見センターが本年度から消費税の課税事業者となったことから、3年度納税額の補正のお願いでございます。負担割合は、構成市町村で均等割10%人口割90%となっております。節22償還金利子及び割引料の介護保険低所得者対策事業県補助金返還金でございます。これは、低所得者で生活が困窮している方に対しまして、介護サービスの利用促進を図るために介護サービスを提供する社会福祉法人等が実施する利用者負担額軽減措置事業で交付された県からの補助金を精算し返還するものでございます。節27繰出金でございますが、歳入で説明いたしました低所得者保険料軽減事業の国、県の精算金に合わせまして、町負担分を加えた額を介護保険特別会計へ繰り出す予算となります。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは健康推進課所管分について説明いたします。11ページをお願いいたします。歳入です。1番下の枠の目1総務費国庫補助金、節4地方創生臨時交付金には、歳出で御説明いたしますスマートウェルネスシティ事業費に係る交付金も含まれております。目3衛生費国庫補助金の説明。新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金は、歳出で説明いたしますワクチン接種業務に伴う費用分として受け入れるものです。説明その下の新型インフルエンザ等システム改修事業費補助金は、歳出で説明いたしますシステム改修費の3分の2の額の補助金として受け入れるものです。18ページをお願いいたします。歳出です。1番下の枠の目1、保健衛生総務費、節10需用費の消耗品の増額は、10月に開設いたします子育て世代包括支援センターにおいて業務を行ってまいります。それに伴うコピー機のインク代をお願いするものです。節12委託料の説明、健康管理システム保守委託料と改修委託料の減額ですが、管理システムの委託業者に、子育て世代包括支援センター用としてシステム改修をお願いすることとしておりましたが、新型コロナワクチン接種を伴いますシステム改修業務を優先することとなり、子育て世代包括支援センター用の改修を今年度中に対応できないこととなったため減額をお願いするものです。節17備品購入費の増額ですが、子育て世代包括支援センターの業務に必要なコピー機能を兼ねたプリンターの購入費用として増額をお願いするものです。目6予防接種事業費、節1報酬の会計年度任用職員報酬、節4共済費の雇用保険料と社会保険料、節8旅費の費用弁償は、新型コロナワクチン接種業務が当初9月に完了する予定としておりましたが、10月までにずれ込むことにより、不足する額をそれぞれ増額をお願いするものです。節12委託料の健康管理システム改修委託料の増額ですが、新型コロナウイルス、新型インフルエンザ予防接種に係るシステム改修の増額をお願いするものです。これは、今後新たに新型インフルエンザが発生した場合における予防接種が行われる

ようになったときの管理システムで、全ての住民の方の接種記録を管理するようにするものです。現在は65歳以上の方のインフルエンザ予防接種の記録を管理しております。節13使用料及び賃借料のパソコンリース料、会場使用料、電話機器リース料、電話機器使用料を19ページをお願いいたします。照明リース料の増額は、新型コロナワクチン接種業務が10月までにずれ込むことに伴う不足額をそれぞれ増額をお願いするものです。目8スマートウェルネスシティ事業費の節14工事請負費の増額は、運動教室用のエアロバイクは設置を完了しましたが、しました。3密を避けるように設置しましたが、再度コロナウイルス対策として感染予防のためスペースをあけておく必要があると判断しましたので、そのための費用の増額をお願いするものです。節17備品購入費の増額についても、健康運動教室での感染リスク対策用として現在1ヶ所で各種測量やデータの収集をしておりますが、どうしても密になるため、2ヶ所に分けて測定等の行うようにするために必要な機器の購入費として増額をお願いするものです。目9保健センター管理費、節10需用費の修繕料の増額は、免田保健センターと岡原保健センターの維持修繕を随時行っておりますが、修繕箇所が多く予算額が少なくなってきました。9月以降の修繕維持費の不足する必要見込額の増額をお願いするものです。節14工事請負費の増額ですが、岡原保健センターの和室のエアコンが故障いたしました。交換する部品がないために、今回新規の機器の設置と、壊れた機器の撤去工事費の増額をお願いするものです。以上、建設課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。失礼いたしました。以上、健康推進課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 農業委員会所管分について説明いたします。19ページをお願いいたします。目1農業委員会費、節11役務費の農家台帳データ抽出編集手順書作成手数料につきましては、農家台帳のデータを最新の情報に更新するために、現行の総合行政システムの住基情報と固定資産の情報のデータを抽出し、新台帳のシステムに合わせ、データを編集、加工して取り込む、そのための操作手順書を作成するために計上しているものになります。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、農林振興課所管分についての説明を申し上げます。12ページをお願いいたします。歳入になります。2段目の枠、目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の中山間地域直接支払い交付金は、令和3年度の実施計画に基づき申請をしておりましたが、国2分の1県4分の1の補助金を交付決定に基づき追加で受け入れるものになります。次の農地中間管理機構集積協力金につきましては、新たに1件の農家がリタイヤされ、農地バンクへ貸付けをされましたので、経営転換協力金として補助金を受け入れるものになります。また、土地利用型農業支援事業補助金は、米を中心とした土地利用型農業で乾田直播等を推進する団体の機械等の整備の際に支援される県の補助金で、事業費の2分の1を受け入れるものになります。次の強い農業担い手作り総合支援交付金は、令和2年7月豪雨により被災した果樹棚の撤去及び新設に対し、国県の補助金を受け入れるものになります。次に、3段目の枠、目1不動産売払収入、節2の素材生産売払収入は、令和2年7月豪雨により堆積しました清願寺ダムの土砂しゅんせつに係る搬出地の流木の伐採、搬出に伴う売払収入を受け入れるものになります。次に、最下段の枠、目1指定寄附金の1行目、農林水産業費寄附金は、人吉球磨林業機械センターの解散に伴い、余剰金及び高性能林業機械の売却益が、当時の持株数に応じ配分がなされるものを受け入れるものになります。13ページをお願いいたします。最下欄の枠、目4雑入の3行目、機構集積協力金返還金は、平成27年度に農地バンクに対し貸付けをされておりましたが、都合により解約をされましたので、10年以上の貸付け要件というものを満たさなくなりまして、協力金を返還されるものになります。次の県医療経営安定化基金協会返還金は、令和元年度までをもって町内イグサの生産者がゼロとなりましたが、令和2年度末で協会を脱退する手続をとっております。このことによ



りまして、協会から長期預り金が返還されるものになります。また次の流木伐採補償料は、清願寺ダムの土砂しゅんせつにかかる搬出地の流木伐採に係る県の保証料を受け入れるものになります。15ページをお願いいたします。歳出になります。目14基金費の最下段、林業振興基金積立金は、人吉球磨林業機械センターからの寄附金を積み立てるものです。19ページをお願いいたします。下段の枠、目4農業振興費、節17備品購入費は、現在、農業支援センターに貸付けを行っているアーム型草刈り機が故障を繰り返しており、使用できない状況であるため、機械の使用、作業時間と修繕費等を勘案し、更新を図るものとなります。次の節18の強い農業担い手作り総合支援交付金は、歳入で説明をいたしました令和2年7月豪雨で被災した果樹棚の撤去、更新を図るため1件の農家へ町負担分とあわせ支出するものとなります。次に、目8水田農業経営確立対策事業費節18の土地利用型農業支援事業補助金は、歳入で説明をいたしました乾田直播用機械等を導入される1件の農業団体に対し支出するものとなります。また、次の目9農業施設管理費、節12の工事監理委託料と節14の工事請負費は、指定避難所となっております深田地区の定住促進センターのトイレ等の改修を実施するものとなります。次の目10畜産事業費、節18の地域農産物活用拠点強化事業補助金は、球磨酪農農業協同組合におきまして、ドリンクヨーグルトを開発し、積極的に販売していく目的で、施設の改修がなされるものに対し事業費の一部を人吉球磨の全市町村で負担をされますが、あさぎり町分の負担分となります。次の目11農地中間管理事業、節18の農地管理機構集積協力金は歳入で説明をいたしました1件の農家へ経営転換協力金を支出するものとなります。20ページをお願いいたします。最上段の節22機構集積協力金返還金は、経営転換協力金の要件を満たさなくなった1名の方からの返還金を県に対して支出するものになります。次の目13中山間地域等直接支払制度事業費、節18の中山間直接支払交付金は、町内40集落における令和3年度事業計画分を当初予算に増額して支出をするものです。次の目16農地費、節10需用費の修繕料とそれから節13の機械借上料は、令和3年7月の梅雨前線豪雨と、8月の降り続いた豪雨により被災した農業用施設等の軽微な修繕やそれに伴う機械等の借り上げを行うものとなります。また、節16の公有財産購入費は、岡原永岡地区一の木谷川沿い、一の木谷川流域沿いに県が設置予定の沈砂池の用地を買収するものとなります。次に、2段目の枠、目2林業振興費、節18の森林山村多面的機能発揮対策事業負担金は、1件の団体が、町内の荒廃が進む竹林所有者分の整備等を実施されるものに対し、国県分負担分は直接支払われますが、町の負担分を支出するものとなります。次の目3公有林整備事業費、節11役務費の組合手数料と市場手数料は、清願寺ダムの土砂しゅんせつに係る搬出地の流木を伐採し、市場へと搬出をいたしますが、その際の手数料となります。また、節12の素材生産委託料は、同じく清願寺ダムの土砂しゅんせつに係る搬出地の流木伐採を委託するものとなります。次の目4林道維持費、節13の機械借上料については、農地費と同様に令和3年7月の梅雨前線豪雨と8月の降り続いた豪雨により被災した林業施設など、土砂撤去等のために機械等が必要となりますので、その経費となります。以上で、農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。それでは歳入より御説明をいたします。13ページをお願いいたします。1枠2段目、目4、節1、産業活性化基金繰入金で、農業支援センター機械更新のための繰入金となります。15ページをお願いいたします。歳出になります。5段目、目14、説明の3行目となります、産業活性化基金積立金。今後の農業及び商工業振興施策に使用する積立金となります。21ページをお願いいたします。1枠目、目1負担金補助及び交付金で、花菖蒲祭り中止による減額。また、8月8日から9月12日までの36日間、飲食店への時短要請協力金の一部負担金として支出するものとなります。2枠目、目1、節10修繕料は、今後観光施設の修繕に使用するものでございます。その下、節12委託料は、指定管理でお願いしております2施設で、コロナウイルス感染拡大防止のため、移動制限等により売上げが下がっておりますので、変更委託料として使用するものです。その下、看板撤去は借地に町が設置している看板を撤去するために支出す

るものとなっております。以上で、商工観光課所管分を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。14ページをお願いいたします。歳入でございますが、目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、歳入で計上しておりますが、改良事業におけるものとして、上村岡原線と江島田頭川線に関して増額とするもの。それから、既に予算計上しておりますが、排水対策事業への充当としまして増額とするものです。節2河川債につきましては、河川のしゅんせつ計画の変更に合わせて増額とするものです。20ページをお願いいたします。歳出でございますが、1枠目の目18清願寺ダム管理費、節3職員手当等につきまして、今後の大雨警報の待機分として追加でお願いするものです。次の21ページをお願いいたします。3枠目の目2環境整備資材等支給事業費につきまして、住民協働事業への取組におきまして地区から要望がっておりますが、現在20件の予定ということでございまして、取りまとめましたところ予算が不足してまいりますので、節13使用料及び賃借料、節15原材料費をそれぞれ増額とするものです。次の22ページをお願いいたします。目2道路維持費、節12委託料につきましては、上村岡原線の局部改良のための用地測量を追加するものです。節13使用料及び賃借料につきましては、道路への歩道撤去のための機械借上げになりますが、これまでの豪雨対応によりまして予算が不足しておりますので、今後の対応分として増額とするものです。節16公有財産購入費につきましては、上村岡原線の局部改良に要する用地取得のために追加するものです。目3道路新設改良費、節12委託料につきましては、江島田頭川線の道路改良のための用地測量を追加するものです。次の枠の目2河川改修費、節14工事請負費につきましては、町管理河川のしゅんせつを行うものでございますが、令和2年度予算につきまして繰越して実施しておりますが、実施状況を踏まえまして、計画を見直します。それによりまして当初7河川としていたものを9河川に変更し増額とするものです。次の枠の目1公園費、節17備品購入費につきましては、除草用のトラクターが故障して修理ができないということでございますので、草刈り機を購入するものです。次の枠の目2住宅建設費、節12委託料につきましては、町営住宅の長寿命化計画に沿いまして、来年度から工事を進めるために、平和団地の改修工事の設計を行うものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分につきまして御説明申し上げます。7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費、1号、款9教育費、項4生涯学習費、須恵文化ホール改修事業を繰り越すものでございます。須恵文化ホールは、11月上旬まで新型コロナワクチン接種会場として予約してあるため改修工事に着手できないことから繰り越すものでございます。ワクチン接種終了後入札を実施し、工期は9か月ほどを見込んでおります。次に歳入を説明いたします。11ページをお願いいたします。最後の枠です。目6教育費国庫補助金、節2公立学校情報機器整備費補助金、これはGIGAスクールサポーター配置支援促進事業への補助金になります。補助率は2分の1です。次に、歳出を説明いたします。23ページをお願いいたします。2枠目です。目2事務局費、節3職員手当等時間外勤務手当は、学校規模等適正化審議会の開催回数を増やしたことによる職員手当の時間外勤務手当の増となります。その下の目3教育費、教育振興費、節1報酬、外国青年報酬は、コロナ禍によりALTの来日が遅れているため不用分を減額するものでございます。その下の学校規模等適正化審議会委員報酬と、節8旅費、費用弁償は、学校規模等適正化審議会を当初会議2月に1回の計4回の予定で計上しておりましたが、慎重審議いただくために4回の会議の増と研修を計画したため増額計上しております。現在既に3回の会議を開催しております。節24積立金、学校教育施設整備基金積立金は、小中学校の大規模改修事業の一般財源分を積み立てるものでございます。3枠目になります。項2小学校費、目1学校管理費、節12委託料、設計監理委託料は、上小学校校舎の雨漏りがひどく、修繕では効果が見られなくなったため、屋根改修工事の設計委託料を計上しております。節14工事請負費は、深田小学校プール排水バブル取替

え工事と、岡原小学校3年生教室空調修繕工事を計上しております。最後の枠になります。項3中学校費、目1学校管理費、節14工事請負費は、中学校屋外トイレ雨漏り修繕工事を計上しております。24ページをお願いいたします。目1生涯学習総務費、節1報酬から節8旅費までは、職員の私傷病休暇による代替職員会計年度任用職員雇用の経費を計上しております。目2公民館費、節7報償費、講師謝金、未来、地域未来講師、地域未来塾の講師謝金になります。秋以降に計画しております地域未来塾を充実させるため、講師の時間数を増やすことで増額としております。その下の地域学校共同活動推進員謝金、地域学校共同活動推進員は、地域学校共同活動と学校運営協議会の運営を担当いただいております。現在、学校活動に協力していただく地域ボランティアの確保や人材の発掘及び学校と地域人材との調整を進めていただいておりますが、活動時間を増やすために増額計上をしております。節14工事請負費は、せきれい館の高圧区分開閉器取替え工事費を増額計上しております。節17備品購入費は、せきれい館の掃除機購入費でございます。節18負担金補助及び交付金、公民分館等施設整備費補助金は、狩所公民分館のエアコン設置工事への補助金を計上したものでございます。補助率は3分の1です。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 以上で説明終わりましたですかね。説明漏れはございませんか。はい、それではここで休憩をいたします。午後は13時30分からです。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

◎議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番皆越です。総務課長にお尋ねいたします。といいますのは23ページの中にですね、テレビ5台を避難所に取り付けるとか言われましたよね。そこでですね、避難所においては、町で整備している防災ラジオについては取付けはされるのでしょうか。それとあわせて本庁舎と避難所の連絡網についてはいかがお考えでしょうか。それとテレビを購入するに当たりまして、NHKの受信料が要ると思いますけども、その辺の金額の計上がないんですけど、その辺のお考えもお聞かせいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。避難所を開設した場合はですね、防災ラジオにつきましては各避難所のほうに準備をして持っていくようにはしております。はい。それと避難所と本庁舎との本部との連絡につきましては、今体育館のほうを開設しておりますので、避難所における職員からの携帯電話から本部への連絡というふうには、今のところそういうふうになっております。それと、今回備品購入でテレビ5台分の購入の予算を上げておりますが、NHKの受信料につきましては、自治体のNHK受信料につきましては年に1回ですね、台数の調査というものがございます。それによりまして翌年度からテレビの受信料は発生するというので、年に1回調査があって、その分を翌年度から払うということになりますので、今回のテレビにつきましては今年度の支払いはございません。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

◎議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。私も調べましたらなかなかちょっとインターネットで見ることができませんでしたので一応確認させていただきました。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

◎議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点お伺いいたします。ページは13ページと15ページで

ございます。財政調整基金の繰入金、また15ページは基金費となっておりますが、この中においてですねこの要するに基金の移替えということになりますけど、これを行うためにですね、どのような条例を適用されたのか、また法律はどのようなものに根拠となるのか。またその条文の中における解釈の仕方はどうだったのか、それについて伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。今回の財政調整基金の取崩し、繰入れでございますが、ちょっと町の条例それから法律に基づくものでございまして、わかりにくいと思いますので、ちょっと資料をご覧いただいて説明をさせていただきたいと思います。はい。ただいまお送りいたしましたものが、あさぎり町財政調整基金条例でございます。この第6条に基金の処分ということで規定がなされてございまして、基金は、地方財政法第4条の4の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部または一部を処分することができるという町条例で定めてございます。この地方財政法第4条の4でございますが、次のページをお願いしたいと思います。地方財政法の第4条の4を抜粋しております。積立金の処分ということで、積立金は次の各号の1に掲げる場合に限りこれを処分することができるということで、第1号から第5号まで5つのですね規定によりまして処分することができるとなっております。今回の財政調整基金の処分につきましては、2ページ、すいません、ちょっと条文をですね読み上げます。まず第1号が経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、第2号災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき、第3号、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。次のページでございますが、第4号、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。第5号、償還期限を繰上げて行う地方債の償還の財源に充てるときというこのような5つの規定に該当する場合に限り処分をすることができるとなっております。今回の町の財政調整基金の処分につきましては、2ページにちょっと戻っていただきますが、この第3号、緊急に実施することが必要となった大規模な土木、その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときということでこの第3号に該当するものと解しております。この条文の下にですね、四角の中に記載しておりますが、これは地方財政法の条文を詳しく解説をいたしました逐条解説という図書がですね別途ございまして、それを抜粋したものでございます。ちょっと読み上げたいと思います。その他やむを得ない理由の設定は、地方公共団体が自主的に判断すべきものである。なおいわゆる公共事業費については、例えば道路整備、港湾整備各5か年計画、治山治水5か年計画等によるものなどが、などかなりの部分が緊急に実施することが必要となった。大規模な土木その他の建設事業費の経費に該当すると考えられるが、これに該当しないものであっても、地方公共団体にとって必要な行政水準を確保するためのするため、必要な事業と考えられるものは必要やむを得ない理由により生じた経費に含まれると、このように解説がなされております。現在の町ではですね、公共施設個別施設計画を策定いたしまして、第1期7年間の事業に取り組んでいるところでございます。また、産業活性化対策、それから雇用対策等による地域経済の振興に関わる事業にも引き続き取り組んでいく必要があり、その経費の財源に充てるということから、この第3号に該当するものと解釈をしたところでございます。今回の財政調整基金の処分取崩しにつきましてはの法的根拠というのは、この地方財政法4条の4の第3号に該当するものということで、予算を計上したところでございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 財政課長に3点お伺いします。基本的に私は財政調整基金を目的の基金に積み立てることについては私は反対ではないんですが、やはりその前段となることの一つにですね、7月2日に行財政改革プラン財政計画を説明いただきました。しかしながら、この膨大な改革プランには、こういった基

金の在り方については一言も触れられておりません。私は手順からすればですね、補正予算でこのような基金の組替えをされる以前に、行財政改革プランなり財政計画、長期展望の5年計画10年計画のプランに、私は載せておくべきだと思うんですね。それがまず大前提だと思うんですよ。それに、それをなしに今回提案されたということは、私はいかがなものかなというのが1点。私はですからね、早急にこの改革プランなり中期財政計画をしっかりと見直しをして、やはり補正予算に組まれた問題についてもしっかりと明記をして再提出をしていただきたい。それがやっぱりまずは行政としてとるべき手続の方法だというふうに私は考えます。これについてどのようにお考えか。それともう1点は、今回も2年度の繰越分についての2分の1を基金に積み立てる。これも地方財政法で決まっておるわけですね。だけど、2分の1を基金に積立てなさいって言うだけの条文しかないわけですね。財政調整基金に積立てなさいとは書いてないんですよ。ですから、今後ですよ今までは全てやっぱり財政調整基金に積立ててきましたけども、今後は、やはり目的の基金に振り分けて積み立てるといふこともやっぱり考えていかないかんわけですね。でないと、財政調整基金は、こういういろんな今説明があったように、いつでもかんでも取崩して使えるということではないわけで、ですから、これまでたまってきたわけですが、そういった基金の来年度からのですね来年度じゃなくて今年度令和3年度分の決算から、そういうふうにして私は財政調整基金も当然積立てにはいかんかもわかりません。だけど、全てじゃなくして、ほかの財源、基金にも振り分けができるように、これはできるということになってます。調べていただければですから、やっぱりそういうふうな方向で進めていただきたいということをご希望の可否か。2点目。3点。これが1番大事なことですが、やっぱり今回基金を取り崩すということにおいて、やっぱり町民に不安を与えるようなことではいかんと思うんですね。財調を56、64億か。65億近くあるわけですが、今回取崩して目的の財源に基金にするわけですが、町民の皆さん方がこれを取り崩すということによって、やっぱり説明の仕方によっては不安を与えると。だから、そういうことのないようにしっかりと説明をする上においては、今さっき申し上げたように、改革プランなり財政計画なりつくり上げること。そして、まず大事なことは、財政調整基金をあさぎ町はどれだけ持つとけばいいのかということですよ。将来。ここをしっかりと示さないといけない。これはもう財政課長。ここは大事なことです。これをやっぱり示して、地域の町民の皆さん方にあさぎ町は大丈夫ですからと安心感を与えないと、説明の仕方によっては不安を持たれる方が出てくるから、その辺はどのようにお考えですか。基準はやっぱり持つべきですよ。今財調は88%ですよ。ですから、余りにも高いわけですね。これが高ければ、地域住民のサービスが低下していくわけですから、逆に。ですからこの水準を私は少なくとも50%ぐらいまでは落としてもいいんじゃないのかなというふう思うんで、その辺はしっかりと議論をして財政改革プランと同時に財政計画の中に入れ込んで説明していただきたい。できますか。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はいまず1点目の御質問でございます。行革プランで策定、今年の6月にですね行革プランのほうを策定いたしまして、それに伴いまして中期財政計画、令和8年度までの中期の財政計画をですね立てました。実はこの計画を策定する中においても、溝口議員から御指摘をいただいた件についてはですね、財政課のほうでも議論になりまして、これにしっかりと財政調整基金の考え方、それに伴う基金の組替え、これを明記するべきだろうということは協議をいたしました。ただ、6月の策定までにおおむね考え方についてはですねまとまっておりましたけれども、実際のその目的基金の積立ての根拠、これをどの基金にどういう金額を積むかということがですね、まだ完全に財政課のほうでは取りまとめができておりませんでしたので、そういうことから、ここには今回の補正の件は計上ができなかったというところがございます。ただこの計画につきましては、中期ということで毎年ですねローリングしてこの計画を見直していくと、財政計画を見直していくということで財政課のほうでは考えておりますので、この今回の補正が可決いただきましたならば、

それをこの中期財政計画の数字にもきちんと反映をさせていきたいと考えております。それから、2点目の繰越金の剰余金の2分の1の積立てでございます。これ地方財政法に基づく積立てということで、毎年この9月に補正をお願いしてるところでございますが、少し私たちの勘違いかもしれません。特定目的基金というのは地方自治法に定められた規定された基金であると。一方この地方財政法で積立金と言われているのは、これがまさに財政調整基金であって、その利子の取扱い等も地方自治法と地方財政法という基金の取扱いには少し違いがあるというような認識をしておりました。2分の1の剰余金をです、他の財政調整基金以外の特定目的基金に積めるのかというのはもう一度財政課のほうでも精査してみたいと思います。現在のところでは、基金のその根拠法が違うんだということで私たちは認識をしておるところでございます。それから三つ目の質問につきましては、

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、3番目の御質問につきましてはですね、確かに約90億の基金を取崩して財政調整基金と、すいません減債基金とか、あるいは公共施設整備基金、産業活性化基金等に移すわけですが、お金を使うことに対しては町民の皆さんは本当に不安を持たれると思います。そこはしっかりと御説明をさせていただきたいと思っております。10月末に住民説明会も行いますので、そのときにですね、個別計画とあわせて御説明をしたいと思っております。基金というまとまったお金を事業が明確に事業内容が決まって、そこに経費が積算されてきましたので、その分の予算書として、やっぱりこれだけのお金が要りますということを御理解いただくためにもですね、目的別に起債をした、基金を目的別に積んだほうが良いということを御説明して、この枠内できちっと仕事をします。そして、災害とかコロナがこれからどうなるかわかりませんが、そういうパンデミックみたいなものがまた発生したときのために、財政調整基金としてはまだ44億使う。これ熊本県内の他の市町村長と比較する、市町村と比較する場合には、熊本県の令和2年、令和これは元年度でまだ2年度は公表されてませんが、市町村別決算状況一覧表というのがあります。これを見ていただければわかりますが、あさぎり町はほんとにそういう面では基金が豊富です。基金が豊富だから使っていないわけじゃありませんが、だからそれをきちっとですね、目的に、目的、使用目的にあって、予算としてこれだけは使えます。これは超えることはありませんというような説明をするために仕分けていきたいと思っております。それと、産業活性化基金ですが、これについてはですね、事業の積算の上ででき上がった3億円ではありませんが、これからやはりコロナが終息した傷んだあさぎり町の経済を再生していくためには、販売が落ちた業者さんたちが、新しい商品を開発したり、あるいはお客さんを開発するためにいろんな取組をされると思います。また、この業種じゃもう続けられないから、新しい業種に転換しようという方もいらっしゃると思うんです。そういう人たちがですね、産業活性化基金に積み上げることで、産業活性化協議会の中で、皆さんたちがこういうことにお金を使いたい。町からの支援をもらいたいというような、やはり元気を出してもらいたいわけですよ。農業にしても、あさぎり町の主たる産業であるたばこが、日本たばこ産業が面積的に3分の1の減産を、すいません、対策を今要求されてます。どのくらいの希望が出たか私もまだわかりませんが、廃作ですから、次の作物を新しく取り入れられなきゃ入れなきゃいけないわけですよ。あるいは施設園芸を始めるから設備費が要るかもしれない。そういうやっぱりいろんなこう、この時代の流れの中で、やはり産業活性化のために基金をつくっておくということは、町民の皆さんたちが新しい力をふるいを起こしてやっていかれる、そういうのためにこの産業活性化はあるんだということをちゃんと私は伝えていきたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。今町長のほうから目的の基金に積み立てるという説明はいただきました。事前にもいただいておりますので、その部分については私は何ら意見を申し上げるつもりはありませんが、先ほどの財政課長の中の回答の中で、財調の財政調整基金に2分の1を積み立てるというお話ですけれども、

ここに出雲市ですね、出雲市、の定期監査結果報告書が監査委員から議会と市長さんに出ている文章があるんですが、その中にですねこの剰余金については、ここは財政調整基金と減債基金に積立ててあります。で、監査委員の意見の中に一つは、基金に積み立てる適正額を定めた上で、剰余金は積極的に地方債の繰上げ償還の財源とすることを検討されたい。で貯めておくばかりが能じゃないですよというようなことも監査委員からこれは報告書が上がってきております。ですから、財政調整基金だけに積立てなければならないことではないと。その辺はしっかりと調査をいただいて、振り分けられたほうが私は今後のためにはいいんじゃないかなというふうにも思います。それもう一つ、今お話のように、町民にしっかりと説明責任を果たして、不安を持たせないようにするための財政改革プランなり財政計画、この辺をやっぱりもう1回精査いただいて、いっごろ議会で説明いただけますか。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。まず第1点目の御指摘につきましては、財政課のほうでしっかりと確認をとりたいと思います。私どもの仕入れた情報でもですね、ほかの自治体で財政調整基金に2分の1を積むという条例の改正を、財政調整基金に積むというところをですね、他の特定目的基金に、例えば公共施設整備基金に積むことができるというような改正をされた自治体もございますので、そこはできるのかなということで私たちも考えておりました。そこは法の解釈、積立金の法の解釈は今のところ違うという認識でおりましたので、そこはしっかりと確認をさせていただきたいと思います。それから財政計画の見直しですね。これは毎年度ローリングして中期の財政計画を見直していくことということにしておりますが、その時期につきましてはですね、恐らく来年の当初予算編成で、編成に当たって、国の令和4年度ですね地方財政計画等も年末ぐらいには示されると思いますので、それに伴う当初予算編成が始まりますから、その時点でもう1回この計画については見直しを図って、できれば3月の当初予算編成と同時期ぐらいには、お示しをできればなということ考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 副町長。

●副町長（加藤 弘君） 1番と2番についてちょっと補足説明という形でさせていただければと思いますが、平成15年に合併をいたしまして、当初持ち寄った基金が10、約12億でございました。で、最初の予算編成の時に2億を取崩して予算編成をしたわけですが、当時の財調を2億取崩したもんですから、同じ2億を取り崩すと5か年で財調がゼロになる。財調がゼロになるということは考えられませんので、災害とかいろいろあった場合にですね、その時に行革なりをして、財政の安定化を図ってきたわけですが、その時に繰越金の2分の1を財調かその他の特定目的なのかするの、あるいは繰上償還にするの、その当時合併当初は考えることもなくですね、当然財政調整に災害とかのために積み立てると。他に考える余裕がなかった、余裕という必要がなかったわけですね。合併してから当分の間は、全て財政調整に何も考えなく積立てたという形です。それが合併特例債あたりが来まして、だんだんと年数が経つにつれて、最近といいますか近頃その合併財政調整基金の額がある程度大きな額になったと。それも、どの時点、どれくらいの金額が本町にとりまして適切な調整基金かというのもまだはっきりわかりませんが、本当は今溝口議員がおっしゃったように、提案いただいたように、ある程度の財政調整基金が積み上がった段階では、本来の基金なのか特目、特定目的の基金なのか振り分ける必要があったかもしれませんが、これまでの本町の合併したあさぎり町にとりましては、自然的に合併、一般のですね調整基金に積み上げてきたという長い歴史と言いますがありました。で、いつまでもですね今の基金に積み上げておくわけにもいきませんので、この問題が出てきたかと思えます。で、以前にもですね、繰越しを2分の1を基金に積まないでもいいように、次、その前に繰上償還をした時期も何年かはあったふうに覚えております。それをですね今後その適正な財政運用していくためには、町民の皆様方にまちづくり基金とかですね、いろんな減債基金とかに振り分けて、安心してこの町に住めるその財政の

在り方は必要じゃないかなというふうに思っております。ですから、そういう最初、非常に繰越金がなかったために今のような現象になってきたのかなというふうに感じているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今、基金の取崩し、それから積立てのことでいろいろ議論があっておりますが、私もそれ若干それに関連いたしましてお願いしたいと思います。質疑に必要ですのでちょっと資料を使わせていただきたいと思います。今財政調整基金の活用についてということでこれは先ほど、前回の全協で本日の補正予算の関連で説明があったんですが、この中でこれは何ページですか4ページでございますが、ここに全体的な話ですけども、財政調整基金の適正水準ということで一つの指標、指標と申しますか出していただいております。この中で全国自治体の考え方、標準財政規模の何%云々でこれ5から10とか10から20%ぐらいに大きな比率がきております。この50から100%というところが本町の実情という実態というなことで、このデータが示されているのかと思いますが、これと比較と申しますかちょっと関連いたしますので、また別の資料を送らせていただきたいと思います。ただいま送らせていただいたのは大変小さなことで申し訳ございませんが、これこの1番欄外にありますけれども、日本総合研究所作成というのが最下段のほうに書いてあると思いますが、メガバンク系のシンクタンクでございます。御承知の方多いと思いますが日本総合研究所、これは数十ページにわたるレポートの中の一文なんですけど、ここに書いてあるのは市町村における基金の積み上げとその要因分析ということで、非常に今、あさぎり町が課題としている部分、そういったことを全国的な問題として分析をしている一つのこれ資料でございます。ここに表がございます。私が申し上げたいのはここでございますが、中ほどに市町村の類型1万5,000から2万人未満というところが自治体数で35、2,004億円の2017年度末持っておりますがこれを単純平均単純計算でございますが57.2億円になります。その右が非合併自治体52団体で1,261億円、平均が24.2億円。要するにこれはここで申し上げたいのは、合併自治体であった時に1万5,000から2万程度のこの累計団体35団体の平均は57億円。これ何を示してるかというのと、合併、平成の大合併の中で、全国の自治体は大なり小なりですね合併特例があって、その同時期にうちもですけど三位一体の改革で緊縮財源を財政を迫られた。その結果としてですね、ほんなら合併特例が終了した後の財政に大きな不安を持った。これ全国自治体共通でございます。結果としてこういう数字があらわれてきてると私はそういうふうにごこの表を見ております。ここで申し上げたいのは、ですから先ほどの財政課が示していただいた数字、表ですね。標準財政規模に対する何%程度がいいかどうか、それいろんな考えでございますが、50パーから100パーの2%でしたかね。そういった団体が、全国の自治体の実態とはかけ離れてるということです。持ってるということです。ですから、今ですね議論のスタートが財政調整基金があることが悪とまで言いませんけどそれは持ち過ぎじゃないかというような発想で、使途は明確にしようという発想で来ておりますので、その議論は必要であると思いますが、ただ、その前提条件としては全国の自治体もですね良し悪しは別としてですね、こういう形をやっている。そうせざるを得なかったこの10何年間の実態があるってことですね。先ほど副町長からも御説明ございましたが、でありますればですね、その付近はまだ整理をしながら考えていっていいんじゃないかというふうに私は思ましてこの資料をちょっと出させていただきました。これ、これにつきまして財政課長でもどなたでも結構でございますが、これまで先ほどの資料、最初示していただいた資料との切り口によっては異なるということについての御感想というかの御認識はいかがかお尋ねをしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、今まさに小谷議員からありましたように、特に合併市町村ですね、わかりかしその財政規模があまり大きくない市町村、ここににつきまして基金が積み上がっていると。累増しているということで、私が聞いたのは5、6年前からだったと思いますが、国の財政等審議会等において議論がなされて



いと。そのその時伺ったのは総務省は市町村にある程度こう味方になって、いやそうじゃないんですよ、将来の財政が厳しいのに備えて市町村は切り詰めながら積立てを行っていきまうことに対して財務省が予算を張りつける省でございますので、こんだけ裕福ならば、地方財政に手厚く財政支援をする必要はいかかなものかという議論が取り交わされているというのをその時聞いた記憶がございます。結果的にはそういったことで、地方の財政を削減するとかっていうことは、今まで実質的には起こっていないということなんですけれども、町におきましてもそういった目的から財政調整基金を積み上げてまいりました。積立ててまいりました。令和2年度ですわね残高で言います、財政調整基金の状況ですが、これは令和元年度、元年度の決算しかまだ公表されておられませんので、直近の令和元年度の45市町村の数字が載っておりますが、財政調整基金の保有率、これは標準財政規模に占める割合ですが、約9割ということで、県下断トツで1位でございます。そういう状況の中で先ほど議員から示していただいた資料を見ますと、この資料が下のほうに注釈が載っておりますが、総務省の地方財政状況調査いわゆる一般会計等の決算統計による全国の数値だと思っておりますが、この合併自治体の1万5,000から2万人未満の35自治体がこれだけの積立金を持っていると。この積立金というのは財政調整基金を含めた一般会計等の特定目的基金を合わせた数字だと考えられます。その平均が57.2億円であるということで解釈をしておりますが、ちなみにこのすいません。これが2017年度末の残高の状況でございますので、あさぎり町の2017年度の状況を説明いたしますと、基金残高、一般会計等に占める基金残高の額が、残高がですね91億2,800万ほどでございます。そのうち財政調整基金が55億5,800万ということで、示していただいた表と比較しましても、町の基金の残高というのは非常にこう高い水準にまでなっているということで考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 今小谷議員から財政調整基金がたくさん積み上がっているから、それをその目的基金に減らすのではないかというようなお話もありましたが、決してそういうことではなくて、個別施設計画等、事業計画が明確になって、そこに明確な金額が、事業費が出てきましたので、それに見合うものを減債基金とか、あるいは公共施設整備基金に積んでいこうというような考え方です。それともう一つは、先ほど申しましたように熊本県のホームページの中に、市町村別決算状況というのがありますが、令和元年度しかまだ書いてありません。令和2年度はまだ出てませんが、人口規模、それから歳入・歳出規模で似てるところが山都町です。山都町が去年の10月の国勢調査の人口が1万3,349人ですから、あさぎり町よりか千人ぐらい少ない町です。ただ、歳入・歳出は150億です。その積立金ですね。財政調整基金を含む全ての積立金が26億。それと同じような人口であるのは芦北町です。1万5811人。そして歳入予算が110億。ここでも多くても42億です。何もこの財政調整基金とか、あるいは積立金の比較をするんじゃなくて、やはりそういうようにいろいろ皆さん活用しておられますので、あさぎり町もですねやはり基金を使って、いろんな町民の福祉、あるいは町の必要な施設の整備とか、あるいはインフラの整備をやっていくべきではないかということで、そういうふうな事業目的を町民の福祉、あるいは町の活性化に標準を合わせてやっているということですので、そういうことで御理解いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。先ほど私が示した資料で、私は説明をしたつもりですが、全体的な話として合併自治体と非合併自治体の傾向が全然異なっているということを私はこの、先ほどの資料ですわね、説明をした。説明というか、一つのあらわしたデータであるというふうに示したかったわけでございます。逆に言いますと合併自治体であったから、そういうふうなことで今そういう状況になっております。特に本町は5町村合併ですので特例もかなりメリットが多かった。そういった部分もございまして、そういった中で逆に言いますと、特例措置の反動ですわね、先ほど財務省が云々と言っておりますけれどもあさぎり町が基金を持って

おるか持っていないかは別としましてですね、全体の中では地方がそういう状況であるから、地方財政計画の中でのその交付税とかそういったものに対して厳しい目にくるんじゃないかということは、逆に私は常々申し上げておきます。であるが故にですね基金をずっと何年も持っておけばいいというものではないんですがそれなりの慎重な対応が必要であるというふうに思っております。ですから、ちょっと表現は悪いんですけど、使って減らすというのは発想というかそこでスタートするのは私は危険性があるというふうにこれは私は思っております。もう1点だけお尋ねします。昨年6月に、私は一般質問の中で財政問題を取上げさせていただきました。ここに会議録持っておりますのでちょっと朗読しますが、財政調整基金やまちづくり基金の用途目的について、現時点での基本的な運用方針を伺いたいということで、そして財政調整基金はあくまでも財政調整であって、いろんな利活用計画とかインフラの更新等には、恒常的に充当していくような性格のものではないというふうに認識しておりますが、その付近のお考えいかがですかというふうにお尋ねをさせていただきました。その時の町長のお答えです。財政調整基金を使うことになっていきますが今言われたように、これは恒常的に使っていくものでありません。必ず使ったものはまた元に戻していく。埋め戻しをして戻していく。そういうことが必要です。これ町長がおっしゃっております。この今私が言いました6月の一般質問の町長の御答弁から言いますと今回は大きな財政運営、財調基金に対する考え方の大きな変更であると思っております。変更されること自体はですねとやかく言いませんが、そういう理解でよろしかったでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、当初予算で財政調整基金から3億円取崩して、また収支決算が終わったらまた元に戻しているという今現在の状況もありますし、先ほど小谷議員は使って減らすと言われましたが、使ったら減ります。減ったらまた元に戻す努力は必要だと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） 方針の変更かどうかをちょっとお尋ねをしたかったんですよ。要するに6月の時点、昨年6月の時点でのこの一般質問の時点でのお考えと、今回の補正予算の中で出てきたこの基金の関する考え方を、要するにもう言葉で言ったら財政の運営方針が異なって、変更になったのかどうかを確認をしたいということで申し上げております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、私は方針の変更はないと思います。やはり事業を行っていく上で、財政運営というものも当然変わってくるところはあると思います。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） それでありましたら今度財調基金取崩したはいいんですよ。70%という数字を一応目標とかま基準と言っていいですか何かそういう設定をされているようでございますが、であって今、仮に今回の補正予算の後にまた元に戻す努力をされていくというふうに理解してよろしいんですかね。必ず使ったものはまた戻す元に戻していく。そういうことが必要ですというふうにおっしゃっておりますが。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。単年度ではとても無理だと思いますが、やっぱり中長期的な計画の中で、やはりそれは必要だと思います。お金を借りても、借りたお金を一遍に返すんじゃなくて、やはり償還期間というものがありますから、使った基金はやっぱり期間を設けてやっぱりまだ元に戻していく努力、財政運営というのはやっぱり努力しなければならぬと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。他にありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい、6番、小出です。今回の補正、財政調整基金繰入れの取崩しに対して、

反対の意見を言わせていただきます。財政調整基金は突発的な災害、緊急を要する経費に備える基金であり、7月2日の全協の時に、令和3年度から令和5年度のあさぎり町第4次行政改革プラン説明の中で、本町の財政、行政運営の課題、健全財政の維持のところで、基金に頼った計画では行政、財政運営に支障を来すことになる。基金に頼らない行政運営を目指し、これまで以上に歳入の確保と経費の削減を含めた歳出の抑制に努めなければならない。また将来起こりうる税収の減少に対する対応するため、基金の残高の維持に努める必要があると。第4次行政改革のプランの説明の時に受けた、これは2か月前です。そしてその説明から一転し、1週間ちょっと前の8月31日全協において今回補正に出てくる14億7,000、14億4,700万の財政調整繰入れの取崩し、このことは余りにも急ぎ過ぎであり、また説明、今回もいろいろ出てきましたが、説明不足と思います。こんなに大きな額、こんな大事なこと、基金においては、町民の皆さんの大事な血税の積み上げでもあります。その使い方、運用については、もっと十分な協議が必要ではないかということで、私はこの件について反対いたします。

◎議長（徳永 正道君） 賛成討論ありませんか。他に討論ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今回の第5号補正予算につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。もう先ほどから議論あっていますが、財政調整基金を取崩したそしてそれを財源とした特定目的への積立て分については、本日のこれ議論あるいはこれまでの経緯等々を通じましても、私納得を得るだけには至っておりませんので反対という立場で討論させていただきます。まず今日も議論あっていますが、財政調整基金の取崩し理由としての特定目的基金の積立ては、先ほど御説明がありましたが、違法とまではもちろん言えないと思います。しかしながら財政調整基金の性格からしまして好ましい手法とは言えないというふうに私は認識をするものであります。もう言うまでもなく財政調整基金は災害等の特殊事情を初めとする緊急的な財源不足に備え、年度間の財政調整機能を図るものでありまして、そういった根本的なその趣旨から逸脱するような今回の基金間の、今回の基金間の振替とも言えるような手法は、私は不適切であるというふうに考えております。また先ほどちょっと申し上げましたが、財調についてのこれまでの町長の御答弁とは、大きく矛盾をする方針転換というふうに私は今回の補正予算は理解をいたします。よって到底納得できるようなものではないというふうに感じております。財政調整基金であれ特定目的基金でありましても、その積立て財源は基本特定の財源がある以外はですね、各年度の余裕財源等を充当するのが常道であります。今回の例で言いますと、令和2年度の決算前の年度の財政状況、決算見込額の調整の中で、恐らく数か月前には10億、今回の10億の繰越し見込みが、正確な数字は別といたしまして、そういったものがある程度見込せる中で、本日のこのような議論をですねその時点でしていただきますと、令和2年度の決算前に繰越金ではなくてですね、令和2年度の予算の中で、今回の特定目的基金の積立て等もですね可能であった。手法的には通常はそういう手法をとるべきではないかというふうに私は思っております。ちょっと言葉はきついかもしれませんが、計画性にはですねちょっと薄いんじゃないか。そういうふうな今回の補正予算に対する認識があります。これからの本町の財政運営に大きな影響を及ぼす内容でありまして、将来の本町財政についての分岐点に恐らくなるであろうこの本案を1度の全協での説明のみで補正予算を提案されるという手法には、議会の審査権調査権、そういった面あるいは財政規律の面からも大きな疑問を持たざるを得ません。余りにも拙速と考えます。特にこれ先ほど申し上げましたが合併自治体としての本町は、特例措置終了後の財政運営に支障を来さないよう、これは副町長が先ほど申されましたが、18年間にわたり町民の皆様の御理解の中で多くの関係者の御尽力により基金積立てを行ってきたものであります。その結晶とも言える基金の運用方針の大転換を今年度中の事業実施や予算執行に何ら支障を来さないという説明もございました。そういった状況の中で、あえて年度途中の今回の補正予算により実施しなければならない。そういった合理的な理由は全くないと私は考えます。再考いただくようにぜひ思いたいところがございますが、もう提案をいただいておりますので、以上の理由によりまして反

対討論とさせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 賛成討論ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 賛成の立場で討論させていただきます。地方財政についてはですね、国と基調を合わせて、歳入歳出改革努力を徹底しつつ、地方団体にとって予見可能性が高く、安定的な財政運営が確保される仕組みを構築していくという視点を基本として対処していくものが重要だと思っております。我が町におきましても、公共施設総合管理計画の個別計画遂行中でございますが、老朽化対策のですね事業も適宜適切に実施していく環境を整備していくことが求められております。またコロナ関連につきましても今後の経済対策は、その適宜適切さを大事にしていくべきと思っております。それぞれの基金につきましても、特定目的基金につきましても積立ての目的や積立て額の変動理由をですね含めて十分な公表、説明を町民にしていくべきであって、財政調整基金は単なる財政間の調整でございますので、その使途についてなかなか町民にわかりづらい部分がございます。この部分において、特定目的基金に積みかえて、その辺の目的について理解を得ることは今のこの時点において非常に重要なことと考えておりますので、この提案につきましては賛成いたします。

◎議長（徳永 正道君） 反対討論他にありませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。9番です。財政調整基金のことは先ほどから財政課長からも詳しく説明ありましたし、大変な議論もあっております。しかしながらですね財政調整基金の本質は、様々な理由でやむなく財源が不足したときに取り崩す基金であると考えます。それをどうしてもですね目的基金に振り替えるならば、私はその年度の当初で計画的に行うことが妥当なことと考えております。よって私は、これをもって反対討論といたします。

◎議長（徳永 正道君） 他に。賛成討論ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今、反対討論の理由はほとんどがその基金の問題についての反対であります。この予算を全て否決をするということになりますと、緊急を要する予算もかなりあります。そういったものでしますと、あさぎり町の今後のこれからの運営は大変な状況になるというふうには私は考えます。やっぱり先ほど質疑をいたしました、確かに問題点はあるであろう。あるんだと私自身は思っております。ですから今御指摘をしたようにしっかりと説明をしていただくように、そして議会に説明するためには、しっかりとした資料を早急に作成して提案していただきたいと。そういう手順を間違えると、こういった問題に発展してきます。ですから、今の反対についてはいろいろありますが、他の部分までも反対するということはできませんので、私自身は今回の問題については、基金についてもですね、方向性は私は間違っていないというふうに思います。ですから、今回の補正予算については賛成をしたいというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） 他に討論ありませんか。山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい、8番山口です。今、話を聞かせていただいておりますが、まず最初に今回の件を所属する総務建設経済委員会に説明をいただきました。その折には委員の2名の欠席もありましたけれども、その場の雰囲気とするならば、ちょっと唐突過ぎるというような印象を持ちました。私も委員長の立場でございますので、皆さん方の意見の集約という立場でその場におりましたが、なかなかつっこんだ話にもいけないような状況でございました。それが、先ほども出ました全協の折に説明があるということだったので、総務文教とするならば全協のほうでしっかりと議論していただくということでの考え方を持ったところがありました。そして全協の話を聞いておりましたところ、先ほどからいろんなことが出てるように、やはりいろんな課題があるというふうな印象でありました。その時に先ほどちょっと話も出ましたけれども、財政課長の答弁の中で、このままで進めても本年の事業に支障は来さないというような答弁もあっております。そういうこともあっておりましたし、ただ私自身も今日場面ではやはりお尋ねしなければならないなと思っていたの

が、その財政計画等々の整合性ですよね。また本年1年2年経ったんじゃないじゃなくて、2か月前の話。計画っていうのの整合性がやはり整ってない。これは、今いろんな議員の中からも出た意見であります。したがって私自身は、今日は提案はやはり今回の件を減額をして提案をして、そしてそういう計画等々の等の整合性になるものをつくり上げてからまた議会と議論しても間に合う話ですよ。財政課長がこれからやっていく事業には支障がないという答えであります。そういうことがありまして、今日も最後まで期待をしておったんですが、なかなかその言葉が出てきません。先ほど議員のほうから全ての案件を否定するののかということをございました。私はここで反対討論いたしますが、まだ採決には至っておりません。できれば、執行部のほうで再考していただきたいという思いを持って反対の立場で今のところは反対をしておる。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 7番豊永です。私は賛成討論をしたいと思えます。基金の組替えにつきまして、財政調整基金からそれぞれの基金のほうに組み替えるという説明をいただきましたけれども、私は町民の立場に寄り添えばですね、目的に沿ったところの基金を使うことは非常にわかりやすいというふうに思っております。今、様々な討論が行われておりますが、確かに課題等はございますけれども、目指すのはやっぱり町民のためにとことを考えたときにですね、こういった、何でこういうことをするんですかということですね。町長の答弁にありましたように、10月末には住民の皆さん方にも説明をするということでありましたので、公共施設整備あたりもですね今迄の積み上げといえますか、やり残した部分がたくさんあるかというふうに思えます。このあたりは議論を重ねていかなければならない部分もございますけれども、そういったことを考えましてですね、ぜひこの組替えあたりを目的を明確化にしながら進めてほしいというふうなことであります。よって、私は賛成をいたします。

◎議長（徳永 正道君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時46分

## 日程第7 議案第20号

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第7、議案第20号、令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第20号、令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和3年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,592万1,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、それでは引き続き第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、当初予算における計上漏れのあったものを補正をお願いするものです。7ページをお願いいたします。歳入です。1番上の枠の目1、繰越金の増額は、歳出で御説明いたします補正分の財源として充てるものです。8ページをお願いいたします。歳出です。1番上の枠の目1一般管理費、節11役務費の電話料の増額は、国保連合会共同電算システムの回線使用料です。当初予算の計上漏れとなっておりましたが、4月から9月までの回線使用料につきましては、保険証切替えのための発送分の役務費で対応しておりましたが、10月分からの予算が不足することから、今回補正をお願いするものです。二つ目の枠の目1保健衛生普及費、節18負担金補助及び交付金の保険者支援負担金の増額も計上漏れでございます。国保連合会から、今後保険者支援負担金の請求があることがわかりましたので、今回補正をお願いするものです。三つ目の枠の目1、特定健診審査等事業費、節3職員手当等の会計年度任用職員期末手当の増額ですが、育児休業取得者が4月に復帰いたしました。本来であれば期末手当の支給率0.6で当初予算計上すべきところを新規採用者の支給率0.3で計上していたため、今回不足する額をお願いするものです。節4共済費の社会保険料の総額は、期末手当の増額に伴うものです。9ページをお願いいたします。このページからは給与費明細を添付しております。10ページをお願いいたします。会計年度任用職員の給与につきましては、比較の欄に示すとおり今回の補正の総額を記載しております。また、下の表の職員手当の内訳に手当の比較を載せております。今回の補正は、当初予算の計上漏れの分をお願いするものであり、大変申し訳ございません。今後このようなことがないように事務確認を行ってまいります。以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わりますこれから討論を行います討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第20号を採決します。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。  
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第21号

◎議長（徳永 正道君） 日程8、議案第21号、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第21号、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和3年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千4百飛び飛び5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,021万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） それでは、議案第21号について説明いたします。引き続き朗読いたします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、令和2年度の介護保険特別会計の決算に伴いまして計上するものが主なものとなっております。7ページをお願いいたします。歳入でございます。目1介護給付費交付金、節2過年度分でございますが、決算に伴いまして介護保険給付費公費負担分の精算した額を支

払い基金から受け入れるものでございます。2 枠目、目 4 低所得者保険料軽減繰入金、節 1 低所得者保険料軽減繰入金につきましては、一般会計の繰出金で説明いたしました国県町の精算金を受け入れるものでございます。3 枠目、目 1 繰越金、節 1 繰越金につきましては、令和 2 年度からの繰越金でございます。次のページをお願いいたします。歳出になります。目 1 第 1 号被保険者還付加算金、節 2 2 償還金利子及び割引料。第 1 号被保険者還付金につきましては、当初予算で通年分 2 0 万円を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免申請がありまして、現予算で対応しております。よって、通年分を再度計上をお願いするものでございます。目 2 償還金、節 2 2 償還金利子及び割引料、介護給付費負担金返還金の増額は、2 年度の介護給付の事業実績に基づき、国県へ返還するものでございます。次の地域支援事業交付金返還金の増額につきましても同じく国県へ返還し、支払い基金交付金返還金は、支払い基金へ返還するものでございます。目 1 基金積立金、節 2 4 積立金、介護給付費準備基金積立金につきましては、令和 2 年度が第 7 期計画の最終年であることから、準備金として積み立てるものでございます。目 1 一般会計繰出金、節 2 7 繰出金につきましては、介護給付費などの精算した町負担分を一般会計へ返還するものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1 番 小谷 節雄君） すみません。1 点確認をお願いいたします。最後のページ 8 ページの基金積立金でございますが、第 7 期が令和 2 年度で終了というふうに確か今おっしゃったと思いますが、ということであれば 4, 0 0 0 万は、第 8 期の中に入ってくるんですが、第 8 期の計画の中にはですね、この分と申しますかそれは考慮されているわけですかね。この 4, 0 0 0 万っていうのは。というのが、確認したいのはこの 7 期から 8 期の 8 期の計画の中でこの 4, 0 0 0 万は、計画上は余裕が出てきたというふうな解釈でいいのかどうかちょっとそこを確認をさせてください。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい、第 8 期の計画の中では、この 4, 0 0 0 万の積立金は予定はしていませんでした。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1 番 小谷 節雄君） はい。であればもう、すいません再度ですが、ちょっと表現が難しいんですけど 8 期の中では計画よりも、これだけ現時点ではですよ、余裕が出てくるというようなそういう認識を持って大丈夫かをちょっと今確認したいんですが。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい、8 期の計画の中では、基準、保険料の基準額を下げしております。その中では、基金を幾分か取崩しての金額を計画しておりました。ただ、今現段階では 8 期のスタートしたばかりではございますが、今現段階では、その基準額ぐらいの予定していた基準額ぐらいの給付費で今介護保険の給付費自体が動いている状況でございます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 2 1 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第21号は原案のとおり、可決されました。

#### 日程第9 議案第22号

◎議長(徳永 正道君) 日程第9、議案第22号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第22号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。第1条、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計の補正予算第2号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。

●上下水道課長(林 敬一君) はい、それでは議案第22号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款水道事業費用、補正前の額、3億3,950万3,000円。補正額678万円。計3億4,628万3,000円。詳細につきましては、8ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。1目原水及び浄水費、節2委託料につきましては、吉井浄水場の揚水試験業務委託料として計上しております。本年度から、須恵地区水道施設の再整備事業として送水ポンプ場及び配水管の設計業務に取り組んでおりますが、その水源となる吉井浄水場の二つの井戸の現在の揚水量や井戸の状況等を把握し、今後の施設整備の円滑化を図るために業務委託するものでございます。4ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額、3,035万1,000円、最下段の資金期末残高、5億5,678万5,000円となる見込みでございます。5ページをお願いいたします。5ページから7ページにかけて、令和3年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。5ページの資産の部、最下欄の資産合計と7ページ最下段の負債資本合計はともに47億1,111万1,004円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第25号

◎議長(徳永 正道君) 日程第10、議案第25号、あさぎり町学校給食センター配送車両の買入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第25号、あさぎり町学校給食センター配送車両の買入れについて提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町学校給食センター配送車両の買入れについてあさぎり町議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可



決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 議案第20号につきまして御説明申し上げます。買入れ物件は、1のとおりあさぎり町学校給食センター配送車両でございます。配送車両は、各小中学校へ給食を配送する専用車でございます。2、買入れ場所はあさぎり町学校給食センターです。3、買入れ価格は税込み価格750万2,000円です。4、契約の相手方は、あさぎり町免田東2,684番地207、株式会社中山自動車サービス、代表取締役中山正勝様です。5、契約の方法、8月24日に指名競争入札で行っております。納期限は令和4年3月4日を予定しております。提案理由でございますが補足いたします。物品のこの購入価格予定が700万円を超えたため、議会の議決を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。失礼しました。小見田議員。

◎議員（11番 小見田 和行君） 1点直接関係はないんですけど、常任委員会ですとこの件におきまして、買入れ価格の中に、下取り価格を相殺した値段が買入れ価格というふうになっておりましたけど、そのことについて、監査委員からも指摘を受けているということでございますけど、今後これは総務課に伺わなければならないかもしれませんがこういう公用車の購入に当たって、新車価格と下取り価格を明確に区分するべきではないかというふうな考えが常任委員会でも出てまいりましたので、常任委員会後に検討されたことはありましたでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 常任委員会におきまして車両の購入価格と下取り価格につきましては、それぞれ歳入・歳出に分けて考えるべきだとその契約の中で、相殺をするのは不適切な事務処理ではないかという御指摘をいただいたところでございます。これにつきましては、委員会で御説明申し上げましたけれども、今後契約担当課であります総務課と今後の内容について協議したいということでお話をしましたけれども、まだ今現在のところは詳細について協議を行ってないところでございます。これにつきましては、今後委員会等につきましてですね、御報告申し上げたいと考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。

## 日程第11 議案第26号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議案第26号、町道皆越線災害復旧工事2工区請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。議案第26号、町道皆越線災害復旧工事2工区請負契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。町道皆越線災害復旧工事2工区請負契約の締結について。あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） それでは、工事請負契約の内容につきまして説明いたします。工事の入札につきましては、8月31日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。詳細につきましては、1、工事名が町道皆越線災害復旧工事2工区、2工事内容が軽量盛土工、簡易吹付法砕工、L型擁壁工。3、工事場所につきましては、あさぎり町皆越地内。4、契約金額につきましては6,567万円。5、契約の相手方ですが、あさぎり町上北277番地25、株式会社勇工務店、代表取締役緒方正朗。6、契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。工事の概要としまして昨年7月の豪雨によりまして被災しました道路の復旧を行うもので、崩落した道路の築造と法面の補強工事となります。工事の期間につきましては、令和4年3月23日を予定しているところでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、1点だけ確認いたしたいと思いますが、この場所に行くまでに、中球磨森林組合が広範囲にわたって伐採をしました。ちょうどここもこの工事現場行くまでには、もう伐採しましたから、道の横にまで立木が立ってたんですけれどもなくなりまして、一步間違えば谷底まで落ちていく道路になってしまいました。ここはですね非常に危険な道路になったのではないかなというふうに思うわけですが、これが工事が完了してしまうと、たくさんの皆さん方がこの道路は利用するようになります。もしもの事があることが予想されるんですけども、その辺りはどのように検討されておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい。議員がおっしゃいましたことについては、私ども現地を確認しているところでございます。確かに木の伐採行われておりまして路肩から崖下までが見通しがきくような状況ということで、通行車両におきましては危険を感じるという状況かと思っておりますので、今後は防護柵の設置を検討したいというところで考えておりますが、工事が年度末、予定としましては年度末でございますが、今年度予算対応するかあるいは来年度予算でまたお願いするかということでガードレール等の設置を行えればと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） はい。今の現状の対策としましては、簡易に確かトラロープとコーンを置いたりとか、器具を置いたりとか、そういうことで対応は行っているところでございますが、正式な対応としては先ほど申し上げたところで行えればというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり決定可決されました。

## 日程第12 認定第1号～日程第19、認定第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、認定第1号、令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、認定第4号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程

第16、議案第23号、令和2年度あさぎり町水道事業特別利益の処分及び決算の認定についてから日程第17、議案第24号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、及び日程第18、認定第5号、令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、認定第6号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを、決算に関連がありますので一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 令和2年度の決算認定について提案いたします。認定第1号、令和2年度あさぎり町一般会計歳入歳出予算の認定について。認定第2号、令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号、令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号、令和2年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第23号、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について。認定第24号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について。認定第5号、令和2年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第6号、令和2年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について。あさぎり町監査委員の決算審査意見書をつけて提出し、議会の認定に付するものでございます。どうか審議の上認定をいただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） ここで決算審査に当たられました園田代表監査委員に審査結果の報告を求めます。園田代表監査委員。

●代表監査委員（園田 孝幸君） こんにちは。代表監査委員の園田でございます。本日はよろしく願いいたします。また、皆様方が、日頃よりあさぎり町発展のため御尽力なされておられますことに対して、心より敬意を表したいと思います。特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策、及び昨年7月の豪雨災害対応と、例年にはない困難な事案に対応されましたことを重ねて感謝申し上げます。さて、決算審査は、その決算のその他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するものであり、加賀山監査委員とともに協力しながら審査を行ってきたところでございます。それでは、決算審査意見書について、御手元の資料に基づいて説明を申し上げます。なお審査におきましては、1円単位まで審査しているところですが、説明に当たりましては、万円単位での説明とさせていただきます。なお、皆様、既に補正予算の審議などで御存じのことと思いますが、令和2年度の決算は、新型コロナウイルス感染症と令和2年7月豪雨災害によりまして大幅な増加となっております。前年度比の数値は、例年決算審査での数値と大きく違っておりますことをあらかじめ申し上げておきます。また、各種税や使用料につきましても、新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害により一部減免手続や猶予がなされておりますので、前年対比では減少しているところがありますことも御理解願います。2ページをご覧いただきたいと思ひます。審査の対象としたものが、①の一般会計と②から⑥までの五つの特別会計でございます。項目の2番から4番までの審査期間、審査場所、審査要領を記載しておりますけれども、省略させていただきます。5番目の決算の概要について説明申し上げます。まず一般会計及び特別会計ごとの予算額、決算額に対する比率を示しているのが3ページの第1表でございます。続きまして一般会計の決算状況についてであります。令和2年度の歳入額につきましては、4ページの第2表のとおり、147億1,787万円。歳出総額が134億8,045万円で、差引き残額が12億3,742万円と、前年度比が歳入比で約32億円、歳出で約26億円。差引き残で約6億円とそれぞれ大きく増加しております。このうち2億2,310万円が翌年度へ繰り越すべき財源となるため、実質収支額は10億1,431万円の黒字となっております。各年度別決算の推移も同じ第2表に示しております。一般会計の歳入を示しているのが、5ページの第3表です。歳入合計は1番下の欄で、予算現額が148億864万円。調定額が154億999万円。収入済額が147億1,787万円となっております。また、不納欠損額が317万円。収入未済額は6億8,894万円となっております。

6ページの第4表を説明いたします。単独事業など自由な活動ができる財源として自主財源があるわけですが、本町の自主財源比率は前年より少なくなり、22.3%となっております。前年度に比べ、繰入金は1億3,300万円、寄附金は8,224万円。繰越金は2,615万円。財産収入は1,429万円増加しております。逆に町税は5,139万円。分担金及び負担金が3,088万円。諸収入が2,138万円と前年に比べ減少しております。依存財源の主な状況では前年に比べて国庫支出金が23億7,290万円。地方交付税が3億6,374万円。県支出金は1億1,705万円。町債が1億5,710万円。地方消費税交付金が6,047万円と大きく増加しております。なお、令和2年度から自動車取得税交付金が廃止され、法人事業税交付金が創設されております。町税の収納状況を7ページの第5表に示しております。調定額は13億4,041万円で、前年度の13億9,383万円より5,342万円減収し、収入済額は12億4,620万円で、前年度の12億9,759万円より5,139万円ほど減少しております。徴収率は予算現額に対しまして103%。調定額に対して93%となっております。不納欠損額につきましては、前年に比べ190万円の増加、収入済額については、393万円の減少となっております。過去5年における町税の収納状況を8ページの6表で見ますと、平成28年度より毎年収入額は上昇しておりましたが、令和2年度は若干減少しております。不納欠損額も減少傾向でしたが、令和2年度は増加しております。徴収率は前年度より0.1%下がっております。第7表が町税における収入済額の前年度との比較であります。9ページの第8表と第9表が保育料及び公営住宅使用料の収納状況を示したものであります。いずれも徴収率は上がっております。次に、10ページの第10表の一般会計における歳出の状況であります。令和2年度の一般会計歳出決算は134億8,045万円で、執行率は98.3%と、ほぼ前年と同じ執行割合となっております。また、支出済額は前年度に比べ26億2,084万円増加しております。構成比を見ますと、民生費、これは社会福祉、国民健康保険、介護保険料などがありますけれども、28.1%。総務費が26.2%と高く、次いで公債費が8.9%、土木費が7.9%、農林水産業費が7.4%、教育費が7.3%などとなっております。歳出総額の推移は第11表のとおりで、過去5年間ほぼ同程度の執行率であります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症と豪雨災害の影響で、翌年度繰越し額が多くなっております。歳出決算額を性質別に前年度と比較したのが、11ページの第12表であります。義務的経費は47億9,328万円で、前年度と比較しまして2%、9,874万円の減少となっております。歳出総額に占める割合は35.6%と前年度に比べ9.4%ほど減少しております。これは総額、いわゆる分母が増加しているからであります。投資的経費は18億3,024万円で、前年度と比較しまして4.9%、8億5,000万円増加しております。主な原因は、災害復旧費が増加したためであります。その他経費は68億5,693万円で、前年度に比べまして62.4%、26億3,457万円の大幅な増となっております。主な原因は、補助費等が増加したものであります。債務負担行為の状況、保育料の、保育料及び町債の状況につきましては、12ページから13ページの第13、14、15表のとおりであります。続きまして14ページの第16表国民健康保険特別会計の決算についてであります。歳入額21億7,651万円。歳出総額20億7,412万円で、差引き1億238万円となっております。国民健康保険税の収納状況は、15ページの第17表のとおり、調定額4億6,690万円で、収入済額4億2,559万円で、徴収率は91.2%です。収入済額3,000、収入未済額3,948万円。不納欠損額は182万円であります。各5年間の収納状況の推移につきましては、16ページの第18表に示しているとおりで、年々徴収率は向上しております。第19表の歳出決算を見ますと、予算現額20億7,851万円に対して、支出総額20億7,413万円で、執行率は99.8%であり、前年度より78万円増えております。歳出の構成比を見ますと、保険給付費が68.3%。医療給付費が21.4%などとなっております。17ページ、第20表の後期高齢者医療特別会計決算では、歳入総額が2億1,416万円。歳出総額は2億1,105万円で、歳入歳出差引き額は311万円となっております。続きまして、介護保険特別会計の決算状況が、18ページから19ページの第22

表で歳入総額22億326万円。歳出総額20億8,973万円で、歳入歳出差引額は1億1,353万円となっております。第23表の介護保険料の収納状況を見ますと、前年度に比べて収入未済額は減少しております。保険給付費は、20ページの第24表のとおり、令和2年度は324万円増加しております。20ページの第25表と第26表が介護サービスに関する資料を示しております。球磨郡障害認定審査事業特別会計及び球磨郡介護認定審査事業特別会計の決算状況が21ページ。奨学金の積立て状況、貸付け状況、返済状況が22ページに、それに公営住宅の敷金の状況等を23ページの各表に示しております。次に、24ページの基金の運用状況であります。大部分が基金の積立て利息や国債売却益によるもので、増減につきましては34表のとおりであります。まちづくり基金2億円の取崩しは主に総務課、企画財政課、商工観光課、教育課で実施したまちづくりに関する事業の財源として、ふるさと基金1億円は、農業経営診断、農業施設整備事業補助金、学校ICT機器リース料、環境整備資材等支給事業、健康政策マネジメント支援事業などとして取崩しを行っております。産業活性化基金は、主に農業支援センター運営費、農業振興事業補助金及び商工業振興補助金の財源として取崩しを行っております。次に、財政構造についてですが、歳入の構成を自主財源と依存財源に区分して、年度別に比較した表が25ページ、第35表であります。自主財源比率は、新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害関連の国等からの予算が増えたため前年より大きく下がり、22.3%であります。特別会計の繰入れ状況が第36表であり、4億9,522万円の繰入れを一般会計から行っております。各種財政指標をあらわしたものが26ページの第37表であります。財政力、すいません、財政力指数につきましては、本年度は0.242で、僅かに上昇しております。なお、令和元年度に決算における全国の類似団体の財政力指数の平均値は0.36となっております。経常収支比率につきましては、70%から80%程度に分布するのが望ましいとされておりますが、当町では87.5%となっており、同じく令和元年度の決算における全国の類似団体の平均値は90.1%となっております。実質収支比率は一般的に3から5%程度が望ましいとされているところではありますが、15.8%となっております。27ページの項目8の財産の管理状況についてであります。公有財産のうち土地及び建物に関する普通財産は、分収林を直営林として異動したことや、町営団地跡を売却したこと及び深田保健センター解体に伴う行政財産からの異動により、土地建物合計で644.06平米増加しております。行政財産では消防施設、町営団地及び保健センター解体による普通財産への移動、あさぎり駅前駐車場の購入より土地建物合計で2,247.1平米増加し、分収林から直営林の移動により16万4,210.53平米の山林面積が増加しております。それでは、審査の結果と意見について述べてまいりたいと思います。審査に付された令和2年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係証憑帳簿その他証憑書類と照合し、また担当職員の質問等により審査をした結果、適法かつ適正に処理されているものと認められました。財産管理に関しての在庫品についても、例月現金出納検査等を通じまして、定期的に関係帳簿と照合し適切に管理されていることを確認しております。決算に関する総括的な意見は次のとおりでございます。一般会計に関しまして、一般会計の歳入の8.5%を占める町税の徴収率は93%とほぼ前年と変わりませんでした。不納欠損額は前年度の124万より増加して315万円です。滞納が高額な案件や徴収困難な案件が存在することから、今後とも引き続き徴収努力をして、負担の公平性を確保するようにお願いいたします。また、令和2年、3年度におきましては、コロナ禍の影響で、従前実施してきた事業予算をやむを得ず見送ったり変更したものが相当数あります。また、これから発生すると思われ。しかしその結果を漠然と流すのではなく、見送ったり変更した事業予算が住民サービスに大きな影響がなかったかを見極めていただき、今後コロナ収束後におきましても、他の事業や予算に振替られないかの検討を十二分に検討していただきますことをお願いいたします。28ページです。特別会計に関しては、いずれの特別会計についても黒字となっておりますが、分担金及び負担金で運営している球磨郡障害認定審査事業及び球磨郡介護認

定審査事業の特別会計以外については、不納欠損や収入未済があり、徴収努力でさらなる健全な運営となるよう努めていただきたいと思います。なお、一般会計及び特別会計ともに各課の税金や料金等の回収に当たっては、引き続き債権回収対策連絡会議などでの検討など全課挙げての対応をお願いいたします。財政構造に關しましては、先に述べましたとおり、本町の自主財源比率は22.3%とまだ低い水準にあります。寄附金は伸びておるものの、昨年税収は減少しております。また、令和2年度は特別な事情により増えていますが、ここ数年国県の支出金、地方交付税も年々減額されておりました。財政調整基金を前年度より多い3億5,000万円取崩しています。行政水準を維持するためにも、優先順位等を考慮した規律ある財政運営に努めていただきたいと思います。財政分析です。財政の弾力性を示す経常収支比率については、本年度87.5%であります。前年度の88.9%より1.4%好転していますが、これは分母となる地方交付税等の増加や分子となる経常経費の扶助費の減少が原因と考えられます。歳出総額は、新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害が原因と考えられ、大きく増加しております。今後計上一般財源が大きく好転することは望めないため、財政の硬直化が進み、経常収支比率は高くなっていくことと予想されます。財政力指数については0.242で、ここ数年微増で推移しています。行財政改革の取組を通じまして、さらなる財政基盤の強化に努めていただきたいと思います。基金及び有価証券の保有状況についてですが、保有状況については、証憑帳簿との照合を行い、いずれの基金及び有価証券も適正に保管運用されていると認められました。今後とも適正な管理運営をお願いいたします。以上が一般会計及び特別会計に関する検査の状況と総合的な意見であります。続きまして、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計決算について報告いたします。1の審査対象から4の審査要領につきましては、先に述べました一般会計の検査や決算審査と同様ですので、省略いたします。5の審査結果であります。審査の対象とした令和2年度決算書及び附属書類の計数は、関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。決算の状況については、4ページ以降の資料をご覧くださいと思います。第1表のとおり、令和2年度の事業収益は、豪雨災害の影響もあり3億9,450万円と前年度より620万円、1.5%減収しております。令和2年度における水道料金の収納状況については第2表のとおりです。収納率は97.2%となり、前年度に比べ0.4%上昇いたしました。収入未済額は過年度を含めて643万円と前年に比べ85万円ほど減少していますが、3年連続で300万以上の未収額が発生していることから、さらなる、さらなる徴収努力をお願いいたします。事業費用については、第3表のとおりです。昨年の災害の関係で、修繕費と原水及び浄水費が増えまして、元年度より2,266万円増加しております。結果税抜後の純利益は2,539万円となっております。10ページの、飛びまして10ページの経営分析で明らかのように、固定資産構成比率が88.3%、固定負債構成比率は35.6%、自己資本構成比率60.6%と、前年より向上しておりますが、依然として事業の硬直化が懸念される数値ではあります。また、収益では黒字であります。有収率の減少などから見ると漏水等が考えられ、老朽施設の改修等が増えていくと考えられます。さらなる経営改善を進めていく必要があるものと考えております。なお、有収率につきましては、地区別に分析するなどしてポイントを絞った対応を考えてください。さらに、老朽施設の改修が今後増えていくなど厳しい状況である現状について、広報紙等で周知しておくことも必要と考えます。続きまして、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計決算について報告いたします。1の審査対象から4の審査要領につきましては、先に述べました一般会計等の決算審査と同様ですので省略いたします。5の審査結果であります。審査の対象とした令和2年度決算書及び附属書類の計数は、関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。決算の状況につきましては、4ページ以降の資料をご覧くださいと思います。第1表のとおり、令和2年度の事業収益は6億5,119万円となっております。令和2年度における下水道料金の収納状況については、第2表のとおりであります。徴収率は96.3%となり、前年に比べて0.7%上昇いたしました。収入未済額は過年度分を含めまして、約715万円と前年に比べ78万円ほど減少し

ていますが、昨年度に引き続き300万円以上の未収額が発生していることから、さらなる徴収努力をお願いいたします。事業費用については、5ページの第3表のとおりです。10ページの経営分析で明らかのように、固定資産構成比率が99.04%など、多くの分析項目が事業の硬直化が懸念される数値となっております。また、収益は黒字ですが、有収処理率の減少に加え、不明水処理率の増加から施設の経年劣化等が考えられ、改修が今後増えていくなど厳しい状況にあり、さらなる経営改善を進めていく必要があると考えられます。次に、令和2年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率等の意見についてであります。実質赤字比率、連結赤字比率ともに、分子となる赤字がありませんので、数値化されておられません。実質公債比率につきましては、年間の借金の返済額をあらわすもので、資金繰りの程度をあらわす指標で、比率の低いほうが財政に余裕があり、健全性が高いと言われております。令和2年度の実質公債比率は8.3%で、前年度と変わっておりません。続きまして将来負担比率であります。土地改良区などを含めた将来の負担が見込まれる負債の割合を、あらわすもので、借入金や将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。本年も、充当可能財源等が将来負担額を上回ったことにより分子がマイナスになったため、指標は数値化されておられません。最後に資金不足についてであります。公営企業に見る資金不足は生じていないため、指標は数値化されておられません。今後普通交付税が段階的に削除されていくと、今後も健全財政に向けた取組を行っていく必要があると思います。少し長くなりましたが、以上で1年の決算審査に関する説明を終わらせていただきます。早口になり申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後3時56分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。これから決算意見、決算審査意見書について代表監査委員に質問を許可します。質疑を許可します。質疑ありませんか。山口議員。

◎議員（8番 山口 和幸君） はい。それでは代表監査委員といひますか監査委員に質問させていただきたい。園田、加賀山両監査委員に質問をしたいと思いますが、配慮をお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山監査委員は、役割を明確にするために、代表監査委員の横に席を移動願えますか。山口議員。

◎議員（8番 山口 和幸君） それでは、質問させていただきますが、質問の前にちょっとお話し申し上げたいのは、加賀山議員びっくりされたと思うんですが、実はいろいろ私も議選の監査委員をしたこともありますし、職員時代にも監査委員の皆さんにはお世話になったことがありますので、ただ当時から思っておりますのは、監査委員はそれぞれ独立をしております。ただそれぞれ監査委員の考え方があはずなんですね。だから、例えば住民監査請求等々があった場合、お互いが相整わないと不受理になるようなそういう制度でありますので、そういう立場の中でそれぞれの監査委員の考え方を聞きたいということで今回議長のほうにお願いいたしまして、上部機関との打合せさせていただいてのやり方を検討していただいたところでもあります。こういったことは、一般質問等で監査委員の方に質問することも可能であります。そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。それでは始めさせていただきます。令和2年度の今回の決算審査につきましては、両監査委員におかれましては、大変御苦勞をいただいたということを心から感謝を申し上げたいと思います。そんなに突っ込んだお話にはなりませんので、ゆっくりとした気持ちでお聞きいただければというふうに思います。といひますのは、先ほど報告をいただきましたが、町税の収納状況の説明がありました。そ

の中で前年に比較して町税全体で5,139万円の減収であったということでもあります。このいわゆる個人町民税から法人あるいは固定資産税等々の町税のトータルでの話でございますが、これだけ減収をした要因といえますか、その辺りをお伺いしたいのが1点。もう1点。実はこれは9月2日の人吉新聞でございますが、湯前町が公式ホームページで人事行政運営状況を公表いたしております。それで、分限の処分、あるいは懲戒処分等々について、あさぎり町はその指針を持っております。その指針を両監査委員は見られて承知していらっしゃるかどうかということでもあります。その2点について、それぞれの監査委員にお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 園田代表監査委員。

●代表監査委員（園田 孝幸君） 税収の減につきましては、当初は私が最初総体的なことで申し上げましたように、コロナ、災害等で猶予とか免除を行っております。一部、まず。それが原因ということで、決算審査の時に税務課からお伺いしております。それが1番大きな要因ではなかろうかと思えます。あと、それ以上の細かいところまでの要因までは確認はしておりませんので、詳しくは税務課からにお聞きしていただいたほうがいいのではないかと思います。大体決算審査の時間いたのは大体そういうのが主な要因ではなかろうかと。それと分限については私はすいません、存じ上げておりません。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山監査委員。

●議選監査委員（加賀山 瑞津子さん） 非常に緊張しておりますが、1番の減収の要因につきましては、私も代表監査委員と一緒に説明をお伺いいたしました。コロナに対しての、特に商工業の方たちのですね配慮であったり、私たち昨年豪雨被害に遭いましたが、昨年に引き続きまして豪雨の被害を受けた方に関しては、今年も続けて減免のほうで対応していただくということで、生活再建に向けての町の支援という形が、ある意味税金の減収になっているというのは、私自身も実感しているところでございます。また先ほど9月2日の人吉新聞の湯前の件が出ましたが、申し訳ありません。私は知っておりません。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。税務課の説明がですねそうであったということであれば、それ以上のことをお伺いしようとは思いませんが、といいますのが、代表監査委員に昨年のこの席でお話したことがございましたが、税収の大きな柱の町民税と固定資産税、それぞれに統計資料がございます。町民税賦課状況調べ、あるいは固定資産税の概要を調査書とかありますので、そちらを見ていただきますとですね。いろんな中身のいわゆる監査ができますよということでお話申し上げたことを記憶しておりますが、そこは、私はやはり税務課のほうで丁寧な説明をすべきだったというふうに思っております。監査委員の責任だというふうに思っておりません。といいますのは、実はですね、先だって人吉球磨の行政組合の議会がございまして、山崎監査委員のほうから決算審査の意見書が出ました。それを今代表監査委員のほうからお話がありまして、コロナ等々の影響が大きく影響しておるといことで、こちらのほうには少し思い切った審査意見書結びで書いてございましたので、そういったことをお話でも出てくればなというふうに期待をしておったんでありますが、実はコロナ感染症のことにしましては、やっぱりいろんな意味で心配をいたしております。大変私は大変大きな災害だというふうに思っておりますし、なかなか収束が見えませんが、少し読ませていただきますが、これはもう、加賀山監査委員も見られた資料でありますのでお持ちだと思いますが、現在新型コロナウイルス感染症の収束が見通されない中、4回目の緊急事態宣言が発出され、経済活動が制限されており、令和4年度以降地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症の影響で、市町村民税など自主財源の落ち込みや、国から交付される地方交付税等が減額される可能性も見込まれるなど、地方財政は厳しさを増すことが予想されるという人吉球磨行政組合の監査委員の報告でございました。いわゆるあさぎり町自体はですね先ほどの例えば賦課状況等を見ていただくと、給与所得者、事業所得者等々に分かれて税の状況が出てまいりますので、ぜひ統計等を見られながら監査をしていただくとありがたいなということでもあります。それから、指針の件につきましてはわかりました。



ということは、監査委員さん2名の方に執行部のほうから分限あるいは懲戒等々の報告等はなかったというふうに理解してよろしいですね。その点だけ確認させてください。

◎議長（徳永 正道君） 園田代表監査委員。

●代表監査委員（園田 孝幸君） 特にございません。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい、両監査に大変御苦勞をおかけいたしました。また、質問に的確にお答えをいただきまして感謝を申し上げまして、質問を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい1点お尋ねをいたします。監査の最後のほうですね、これ何ページですかね。監査と申しますか。先ほどの代表監査委員間の御報告の中で27ページで、審査の結果と意見ということで、各法令に準じ、あるいは適法に処理されていることを認めるというふうな表現がなされております。当然と申しますかそういうことだと思いますが、1点だけ個別の案件をお尋ねをしたいと思えます。昨年度中のこの議会の予算等の審議、審議の中で、私1点委託料が実質みなし補助とともとれるような案件があるんじゃないかというような質疑をした記憶がございます。ちょっと個別のことはここで申し上げませんが、そのような視点の中で、委託料の支出が実質その内容的に補助金の性格があるんじゃないかというようなそういう疑問があるようなケースはなかったかどうか、あるいはそういう審査の中で、そして、そういうことはないというような結論を、結論というか判断をされたようなケースがあったかどうか、ちょっと個別の話になりますが、そういうことが、まずそういった監査の対象になったかならないか。仮になったんであればそういう結論がどうなったか、その付近が、もしそういうケースがあったらお答えをいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 園田代表監査委員。

●代表監査委員（園田 孝幸君） 特にございません。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、今、代表監査委員からお答えいたしましてありがとうございます。今のお話であれば、監査委員さんのほうはそれを承知されてないということでございます。はい、この件はまた後日の審査の中でまた別途お尋ねすることが、監査委員さんじゃないですけども、ちょっとお尋ねしたいと思っております。監査委員さんありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番です。意見書についてお尋ねします。非常に初歩的なことかもしれないんですが、先ほど執行部のほうから水道事業と下水道事業の特別会計の報告があり、認定をいたしました。監査意見書のほうを見ますと、令和2年度の水道事業、こちらはさらなる経営改善の必要性があるという意見がございます。ただ先ほどの特別会計のキャッシュフロー計算書を見てみましたら、水道事業は成長型というふうになっておりました。もう一つ下水道のほうはですねダウンサイジング型ということで、私今キャッシュフローのほうを確認したんですけれども、水道事業は成長型、下水道事業はダウンサイジング型とあるんですが、監査意見書のほうではどちらも施設の経年劣化などの考慮されて、今後の経営改善の必要性があると言われてると思うんですが、このキャッシュフロー計算書と監査についての何ていうんですか。検討の仕方というのはどのようになっているんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 園田代表監査委員。

●代表監査委員（園田 孝幸君） うん。検討の仕方っていう、ちょっとちょっと質問の意味が理解できないんですけど。一応出していただいた証憑等は全部見させていただいております。それに基づいて先ほど申し上げましたように、施設の劣化等が行われてますし、資金繰りはいいって言っても結果的に最終的に私どもが結論

出したのは、いろんな施設が老朽化しておりますんで、合併後そのままになってるところもありますんで、実質有収率とか何かいわゆる水漏れ等も発生しているような数字が出ておりますので、こういう表現をさせていただきました。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） すいません、質問の仕方が適切ではなかったと思いますが、初めてキャッシュフロー計算書と監査意見書というのをきちんと見せていただいた質問でした。キャッシュフローとしては成長型とかダウンサイジング型というような状況が出ているにもかかわらず、意見書としてはちょっと厳しいといえますか、そういう見方をされておりましたのでお尋ねをしたところです。今おっしゃったことは承知いたしました。以上でいいです。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めますこれで代表監査委員への質疑を終わります。加賀山議員は自席へ移動してください。加賀山監査委員。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の審議について、13日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分、14日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行い、総括質疑及び採決を16日に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって来週13日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分、14日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分についての説明及び質疑を行い、16日に総括質疑及び採決を行うことに決定しました。なお、御手元に配付しました文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告をしておきます。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。明日10日は、熊日金婚夫婦表彰式のため、また、明後日は11日と明々後日12日は休会のため、休日のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、明日は熊日金婚夫婦表彰式のため、明後日は、明後日11日と明々後日12日は休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました本日はこれにて散会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼

午後4時16分 散会